

# 光市人権施策推進指針

～市民一人ひとりの人権が尊重された  
心豊かな地域社会をめざして～

光 市



## ～市民一人ひとりの人権が尊重された 心豊かな地域社会をめざして～

「人権の世紀」と言われる 21 世紀の今日、すべての人々の人権が尊重され、心豊かで思いやりに溢れた市民生活を実現していくためには、一人ひとりの豊かな人権感覚や人権意識の醸成に加えて、人権尊重の視点に立った行政の推進が求められています。

近年、国際化、情報化の進展など社会情勢の変化、さらには、少子高齢化の進行による家族形態や地域社会の変化により、人権問題は一段と複雑化するとともに、新たな課題も見られるようになっていきます。

こうした中、本市では、推進体制の充実・強化により、人権施策のさらなる推進を図るため、市民、団体、事業者等との協働による組織として「光市人権施策推進審議会」を設置し、幅広い人権課題に対する施策についてご審議いただくとともに、「光市人権教育推進協議会」など関係機関と連携を図りながら、あらゆる行政分野で人権尊重の視点に立った施策を推進してまいりました。

さらにこのたび、「光市人権施策推進審議会」に諮問した「人権施策を総合的に推進するための基本方針」についての答申を踏まえて、「光市人権施策推進指針」を策定いたしました。

今後は、この指針に基づき、市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向けて、より一層取組みを進めてまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、指針の策定にあたり、多大なご協力をいただきました「光市人権施策推進審議会」の委員の皆様及び関係者の皆様方に、心からお礼申し上げます。

平成 22 年 9 月

光市長 市 川 熙

## 目 次

<b>第1章 指針策定の背景</b>	
1 国際社会の状況	1
2 国・県の状況	1
3 本市の状況	2
<b>第2章 指針の策定にあたって</b>	
1 指針策定の趣旨	3
2 指針の性格	3
3 指針の期間	3
<b>第3章 指針の基本的考え方</b>	
1 基本理念	4
2 キーワード	4
<b>第4章 人権施策の推進</b>	
1 人権教育・人権啓発の推進	5
2 各人権課題の推進	8
○ 女性	8
○ 子ども	10
○ 高齢者	12
○ 障害者	14
○ 同和問題	15
○ 外国人	16
○ 感染症患者等	17
○ ハンセン病問題	17
○ 罪や非行を犯した人	17
○ その他の人権問題	18
・ プライバシーの保護	18
・ インフォームド・コンセントの推進	18
・ インターネットによる人権侵害	18
・ 犯罪被害者の保護	19
・ 拉致問題	19
・ その他	19
3 人権尊重の業務遂行と研修の推進	20
4 人権擁護の推進	20
5 指導者の育成	21
<b>第5章 推進にあたって</b>	
1 指針の推進	22
<b>資料編</b>	
人権に関する市民意識調査報告書（概要）	25
指針策定までの経過	53
光市人権施策推進審議会委員名簿	55
光市人権施策推進審議会条例	56
用語解説	58

# 第1章 指針策定の背景

## 1 国際社会の状況

21世紀は「人権の世紀」と言われていますが、この言葉には、全人類の人権の尊重をめざし、過去、たゆみなく続けられてきた努力が報われ、一齐に開花し結実する世紀であってほしいという全人類の熱望が込められています。

さて、20世紀における二度にわたる世界大戦の教訓から、人類共通の課題として世界平和を実現するため、国際連合は、昭和23年（1948年）12月10日、第3回国連総会において「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」と人権の尊重をうたった「世界人権宣言」を採択し、人権の国際基準を示しました。その後、この宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、昭和41年（1966年）には「国際人権規約」が採択されました。

さらに、「人種差別撤廃条約」、「女子差別撤廃条約」、「児童の権利条約」など多くの人権に関する国際諸条約の採択をはじめ、各種の宣言や国際年の設定など、人権尊重に向けた国際的な取組を実施し、今や人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識となってきています。

## 2 国・県の状況

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、人権に関する諸制度や諸施策の整備などさまざまな取組が行われてきました。

平成9年（1997年）3月には、さまざまな人権問題を踏まえ、今後の人権擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備することにより、人権の擁護に資することを目的とした「人権擁護施策推進法」が施行され、同法に基づき設置された「人権擁護推進審議会」において、人権擁護に関する審議が行われ、平成11年（1999年）7月には「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申が、さらに平成13年（2001年）5月には「人権救済制度の在り方について」の答申がそれぞれ出されました。

また、平成12年（2000年）12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・人権啓発の推進は国の責務と規定され、地方公共団体に対しても、国と連携を図りつつ、人権教育・人権啓発を推進するよう規定されています。

このことを受けて、国では、平成14年（2002年）3月に人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「人権教育・人権啓発に関する基本計画」が策定されました。県においては、平成14年（2002年）3月に「山口県人権推進指針」が策定されました。また、平成18年（2006年）4月には、人権施策の推進に必要な事項について審議する「山口県人権施策推進審議会」を設置し、その後、平成19年（2007年）6月には、人権に関する法律や諸制度の改正、関連分野における基本計画の策定等、社会情勢の変化等に呼応した対応を行うため、「山口県人権推進指針」の「分野別施策の推進」が改定されました。

### 3 本市の状況

本市においては、同和問題の早期解決に向けて、市民をはじめ関係団体等の理解と協力を得て、積極的に関係諸施策を推進してきました。その結果、生活環境等の基盤整備は大きく改善され、また、教育及び啓発活動の推進により市民の同和問題に対する理解も深まり、その成果は、全体的には着実に進展してきました。

こうした中、国の特別対策が、平成14年(2002年)3月をもって失効したことに伴って、平成17年(2005年)2月に「同和行政の総括」を行いました。

しかしながら、社会全体ではさまざまな人権問題が幅広く存在し、社会情勢の変化などに伴い人権に関する新たな課題も見られるようになってきています。

このような状況のなかで、幅広い人権課題に対応するための推進体制の充実強化を図るため、平成17年(2005年)10月に総合的かつ効果的な取組を推進する全庁的な組織として「人権施策推進連絡会議」を設置し、さらに、平成19年(2007年)10月には、市民の人権尊重の視点に立った人権施策の総合的な取組を推進するための市民、団体、企業等との協働による組織として「光市人権施策推進審議会」を設置しました。

今後、市民一人ひとりの豊かな人権感覚や人権意識の高揚を図り、基本的人権の尊重という普遍的視点に立って、市民、団体、事業者等と行政が一体となった人権施策の推進が求められています。

## 第2章 指針の策定にあたって

### 1 指針策定の趣旨

国際連合は、世界平和と安全の維持を主たる目的に昭和20年（1945年）10月24日に設立されました。昭和23年（1948年）12月10日には、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進のために「世界人権宣言」が採択されました。この宣言は、まさに真の「権利章典」としてすべての人が共有できる共通の人権基準であり、過去から現在、現在から未来へと受け継がれていく「人類共通の財産」であり、単なる宣言の域を超え、国際社会の慣習法的な基準として各国に受け入れられています。この宣言が採択されて以来、多くの人権関連条約の採択や国際年の設定など人権が尊重される国際社会の実現に向けて、さまざまな取組を進めてきました。

我が国においても、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法が昭和22年（1947年）に施行され、その憲法の下で、国政の全般にわたり人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきました。

しかしながら、国際化、情報化の進展など社会情勢の変化、さらには、少子・高齢化の進行による家族形態や地域社会の変化により、新たな課題も発生しています。

本市においても、これまで市民の人権を尊重するという視点に立って、あらゆる行政分野で諸施策を推進してきましたが、「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、幅広い人権課題への対応や、より一層の人権尊重を踏まえた行政の推進など、本市における人権施策を総合的に推進するための指針を策定するものです。

### 2 指針の性格

この指針は、市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな「人と自然がきらめく生活創造都市」の実現に向け、本市の人権施策を総合的に推進するための方向性や方策等を示すもので、「光市総合計画」に基づく基本計画等の推進にあたっては、本指針の基本理念を尊重した取組を行います。

- (1) 市は、市民一人ひとりの人権を尊重した行政を推進するとともに、あらゆる行政分野で人権施策を総合的かつ効果的に推進するための指針とします。
- (2) 施策の推進にあたっては、市民、団体、企業等のさまざまな主体の参画と協働のもとに進めることが大切であり、各主体にあっては、この指針の趣旨を踏まえ、それぞれが主体者としての認識のもとに、自主的な取組が展開されることを望みます。

### 3 指針の期間

期間は、光市総合計画との整合性を図るため、平成22年度（2010年度）から平成28年度（2016年度）までの7年間とします。

なお、この指針に基づいた諸施策の推進にあたっては、一層の充実を図るため、人権問題に関する国や県等の動向や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じ弾力的に見直しを図ります。

## 第3章 指針の基本的考え方

### 1 基本理念

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が市民相互の間において尊重されることが必要です。

この指針においては、市民すべてが生涯にわたって、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場において、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重して自由で平等な生活を営むことができるよう、一人ひとりがかけがえのない尊いいのち（生命）の主体者であるという、人間尊重を基本的な考え方として、「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、人権施策に関する総合的かつ効果的な取組を推進することを基本理念とします。

### 2 キーワード

基本理念に基づいたさまざまな取組を進めるため、「いのち（生命）」、「じゅう（自由）」、「びょうどう（平等）」をキーワードとして諸施策を推進します。

いのち  
（生命）

市民一人ひとりが、かけがえのない尊い「いのち」を大切にする地域社会の創造をめざします。

じゅう  
（自由）

市民一人ひとりが、自由で自立した生活のできる地域社会の創造をめざします。

びょうどう  
（平等）

市民一人ひとりが、社会の一員として等しく参加・参画できる地域社会の創造をめざします。

## 第4章 人権施策の推進

「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、国及び県等と連携しながら諸施策を総合的かつ効果的に推進します。

### 1 人権教育・人権啓発の推進

国の人権擁護推進審議会の人権教育・人権啓発に関する答申（平成11年（1999年）7月）がなされ、これを受けて「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年（2000年）12月）が施行されました。この中においても、人権教育・人権啓発の重要性が指摘され、地方公共団体に対しても人権教育・人権啓発の積極的な推進が求められています。

本市は、これまでさまざまな人権問題に対する正しい理解と人権を尊重するための教育・啓発活動を推進してきましたが、今後は、さらにこれまでの取組の成果を踏まえ、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場を通じて、人権尊重の理念に対する正しい認識や理解を深めるための人権教育及び人権啓発を推進します。

#### (1) 人権教育の推進

すべての人々の基本的人権が尊重された社会の実現をめざす上で、教育の果たす役割は極めて重要です。

これまで、本市では学校をはじめ、家庭や地域、職場など、あらゆる場を通じて人権教育・人権啓発を進めてきました。

今日、人権の重要性が強調され、人権意識の高揚が求められる中で、基本的人権の尊重という普遍的視点に立ち、あらゆる場において、継続的に人権尊重の理念について理解を深めることが大切です。

したがって、今後とも、日本国憲法及び教育基本法の本質にのっとり、基本的人権が尊重されるよう「山口県人権推進指針」や同指針に基づき策定された「人権教育の推進にあたって」、「人権教育推進資料」等を踏まえ、人権教育を総合的かつ効果的に推進します。なお、推進にあたっては、課題を明確にした取組を重視し、推進体制の整備を図るとともに、指導者の育成や学習機会の充実など、人権施策の推進に努めます。

#### ア 学校教育

##### (ア) 現状と課題

学校は、生命を尊重する心、優しさや思いやりの心を育むための重要な役割を担っています。しかし、いじめや不登校などの課題があり、これらの課題を解決するためには、子どもの実態や学校の実情等を踏まえた対応が必要で、即座に解決することが難しいことも考えられます。

##### (イ) 基本方針

子どもの発達段階に即し、学校の教育活動を通して、人権尊重の視点に立った指導の充実を図り、一人ひとりを大切にする教育を組織的、継続的に推進します。

さらに、個に応じたよりきめ細やかな対応をしていくために、学校・家庭・地域社会の連携・協力の充実を図ります。

## イ 社会教育

### (ア) 地域社会

#### a 現状と課題

地域においては、人と人とのつながりが深まることによって、より地域力が高まっていくと考えます。そのつながりを深めていくためには、一人ひとりの人権尊重の理念に対する正しい認識や理解が大切であり、このことが地域社会全体の人権意識の高揚につながると考えます。

#### b 基本方針

地域社会全体の人権意識の高揚をめざし、関係機関等との連携を図りながら、地域社会における学習機会の充実を図り、自主的な学習活動がより活性化するための条件整備の充実を図ります。

### (イ) 家庭

#### a 現状と課題

家庭は、生涯にわたって、人格の形成や人権感覚を身に付ける上で果たす役割は重要であると考えます。そのためには、家庭の教育力がより向上していくことが大切であると考えます。

#### b 基本方針

家族がふれあう機会をつくったり、適切な情報の提供や相談体制の整備など、家庭への支援の充実を図ります。

### (ウ) 企業及び職場

#### a 現状と課題

企業等は、近年、地域社会の一員として、企業の社会的責任（CSR）を果たすことが求められています。そのためには、経営者や従業員の人権尊重の理念を基にした企業活動を行うことが重要であると考えます。

#### b 基本方針

企業等が、人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向けて社会的責任の自覚を深め、経営者や従業員一人ひとりが人権問題に対する正しい認識をもち、人権意識の高揚を図ることができるよう支援の充実を図ります。

## (2) 人権啓発の推進

市民一人ひとりが、基本的人権の尊重と、さまざまな人権問題に対し、自分自身の課題として人権尊重の理念についての正しい理解を深め、人権を尊重することの重要性を認識するための幅広い啓発活動を積極的に推進します。

### ア 現状と課題

人権は、私たちが社会で幸せに生活していくために必要な権利であり、自分の権利はもちろんのこと、他人の基本的人権をお互いに尊重しあうとともに、それを自分たちの手で守り育てていかなければなりません。

しかしながら、私たちの身の回りには、今なおさまざまな人権問題が幅広く存在しています。また、社会の変化に伴い新たな課題も発生している状況の中、行政や学校、家庭、地域、職場など、市民一人ひとりが自らの課題としてさらなる取組が求められています。

### イ 基本方針

(ア) 全ての人々が基本的人権の尊重という普遍的視点に立って、さまざまな人権問題に対して自分自身の問題として認識し、人権尊重の理念についての理

解が深まるよう啓発活動を総合的かつ効果的に推進します。

- さまざまな人権問題の啓発とあわせ、総合的な人権啓発活動を計画的に推進します。
  - 市民の共感が得られるための啓発内容や啓発手段について、市広報、テレビ、ラジオ、インターネット（ホームページ）などの広報媒体を活用した効果的な人権啓発を推進します。
  - 憲法をはじめ「世界人権宣言」や国際諸条約など、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を推進します。
  - ボランティア活動などの社会体験や自然体験、高齢者や障害者等との交流などの豊かな体験の機会の充実に努めます。
- (イ) 人権尊重を図るための条件整備を推進します。
- 市民の自主的な学習活動のための施設環境の整備・充実に努めます。
  - 市民の自主的な学習活動のための学習教材、情報、資料提供等の支援に努めます。
  - 市民の人権意識の高揚を図るための講演会及び研修会の実施に努めます。
  - 職員の人権意識の高揚を図るための研修の充実に努めます。
  - 相談窓口体制の充実に努めます。

## 2 各人権課題の推進

### 女 性

#### 1 現状と課題

少子高齢化の進行による家族形態や地域社会の変化、さらには、国際化、グローバル化、情報化の進展により、価値観やライフスタイルなど社会環境が多様化、高度化し、男女を問わず個性の発揮や自己表現への志向が高まっています。

こうした中、わが国では、男女の人権の尊重などを基本理念とする「男女共同参画社会基本法」が平成 11 年（1999 年）に施行され、県においては、平成 12 年（2000 年）に「山口県男女共同参画推進条例」が施行、また、平成 14 年（2002 年）には「山口県男女共同参画基本計画」が策定されるなど、すべての人が性別に関わりなく個人として尊重され、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められてきました。

しかしながら、いまだに家庭や地域、職場、学校など、さまざまな場面で男女間格差や性別による固定的な役割分担意識などの問題が残っています。

本市では、平成 19 年（2007 年）に「光市男女共同参画基本計画」を策定し、男女が互いの特性を認めあい、その人権を尊重し、個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた基本的な方針を示しました。

この計画に基づき、今後、男女平等意識の醸成や配偶者等からの暴力の根絶に向けた仕組みづくり、働く場における男女共同参画の促進、さらには、男女共同参画を推進する体制の充実に努めることとしています。

#### 2 基本方針

女性も男性も自らの意思で地域社会に参画し、性別に関わりなく、適切な役割分担のもとで、互いの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策を計画的に推進します。

##### (1) 男女の人権の尊重

ア 男女が性別による固定的役割分担意識にとらわれず、個人として尊重される社会の形成のため、あらゆる機会を通じて男女共同参画の推進に努めます。

イ 男女間の暴力を根絶するための仕組みづくりや配偶者等からの暴力などに対する対策の推進、セクシャル・ハラスメントやパワーハラスメント防止対策の推進を図り、暴力を許さない意識の醸成を図ります。

##### (2) 働く場における男女共同参画の促進

ア 関係機関と連携して職業能力の開発と向上を図り、就業機会の拡大に努めるとともに、事業主や企業等に対して男女間格差是正のための積極的改善措置（ポジティブアクション）の促進など、男女雇用機会均等法の普及・啓発に努めます。

イ 働く女性の増加に伴い、ワーク・ライフ・バランスの重要性の啓発や家事、育児、介護などを男女がともに担う環境づくり、子育て支援体制の充実に努めます。

##### (3) 男女共同参画の実現に向けた推進体制の構築

ア 男女共同参画の推進は、家庭、地域、職場、教育などあらゆる分野における取組が必要なことから、市民、企業、各種団体等の関係機関との連携を図りながら、

市民との共創と協働による推進を図ります。

- イ 男女共同参画に関する施策は、市政のあらゆる分野にわたるため、全庁的な取組が必要なことから、各部局が情報の共有と連携の強化を図り、施策を計画的に推進していくための推進体制の充実に努めます。

## 1 現状と課題

我が国では、昭和23年（1948年）に「児童福祉法」が施行され、また、昭和26年（1951年）に「児童憲章」が制定され、その理念に沿って、次代の社会の担い手である児童の健全育成、児童の福祉の積極的な推進が進められてきました。

また、平成元年（1989年）に国際連合において採択された「児童の権利に関する条約」は、子どもは特別な保護を受ける存在であるとともに、自ら権利を行使する主体者としても位置付けられています。

こうした中、近年、少子化の進行、家族形態の変化、共働き家庭の増加などにより、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、本市においても、関係団体との緊密な連携のもとで、子どもの健全育成のための環境づくりを積極的に進めていく必要があります。特に、時には児童の生命に関わる事態に至るなど、社会的に深刻で大きな問題となっている児童虐待やいじめなどへの的確な対応が求められています。

全国的には、いじめにより児童生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件が後を絶たないなど、いじめ問題への対応は、長年にわたる課題となっており、各学校における児童生徒のいじめ問題への対応については、喫緊の課題です。

このような背景を受け国では、平成18年度（2006年度）からいじめの定義を「①一定の人間関係のある者から、②心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、③精神的な苦痛を感じているもの」と明確にし、いじめの早期発見、早期対応に努めています。

本市においては、重大な事案は発生していないものの各学校において若干ながらいじめの実態は確認されており、決して看過できる状態ではありません。

今後も、平素の教育相談活動はもとより、スクールカウンセラーや診療カウンセラーによるカウンセリングの充実、いじめの未然防止に向けた子どものよりよい人間関係づくりやそのための教職員の研修など、いじめの根絶に向けた学校を挙げた取組等を一層推進していく必要があります。

## 2 基本方針

子どもの立場に立って、子どもを大切にしまちづくりを推進するという基本方針のもとに、次のような施策を推進します。

### (1) 児童虐待の防止と早期対応

ア 平成18年（2006年）に設置した「光市要保護児童対策地域協議会」を中心として、児童相談所をはじめ、福祉・保健・医療・教育・警察などの関係機関の連携のもと、児童虐待の発生防止と発生時における迅速かつ的確な対応を図ります。

イ 「児童虐待防止マニュアル」の配布等を通じて、児童虐待の未然防止策や市民の通告義務などの普及・啓発に努めます。

ウ 児童相談所との連携のもと、相談窓口の一層の充実を図るとともに、児童委員などへの研修を図ることにより、地域と一体となった相談機能の充実を図ります。

## (2) 子どもの立場の尊重

- ア 子どもの権利を擁護するため、「児童の権利に関する条約」の趣旨等について、さまざまな機会をとらえて普及啓発を図ります。
- イ いじめや児童虐待などの子どもの人権侵害の根絶に努めるとともに、子どもの人権を尊重した社会形成についての意識啓発に努めます。

## (3) 相談・支援体制の充実

- ア 児童福祉法の改正を踏まえ、児童相談体制の整備を支援するとともに、困難事例等への対応を行うなど、適切な相談体制の充実を図ります。
- イ 子どもの悩みやストレスを的確に受け止め、いじめや体罰等の防止に努めるとともに、被害児童生徒に対する心のケアのため、学校における教育相談体制を充実させ、スクールカウンセラーやスクールライフ支援員の配置などを進めます。

## 1 現状と課題

わが国の平均寿命は飛躍的に延び、超高齢社会を迎え、介護を必要とする人の増加に伴い、介護する家族の負担が増大するなど、介護予防や健康づくりといった高齢者保健福祉の推進が大きな課題となっています。

こうした中、本市では、高齢者の生きがい対策や保健・福祉サービスの充実など、総合的な高齢者施策の推進に努めてきましたが、長い高齢期を健康で充実した日々を過ごすためにも、できる限り要介護状態に陥ることがないように、介護予防を積極的に取り入れ、生活機能の維持向上や生活機能低下の早期発見・早期対応を行うための体制の充実が求められます。

また、支援や介護が必要な状態となっても、心身の状態の維持・改善や重度化防止を図ることで、住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、地域とともに高齢者を支える体制づくりを構築することが必要です。

## 2 基本方針

「高齢者の誰もが ひかり輝き 地域の和で支えあう 安心生活都市」を理念に、「高齢者の充実した生活の創造」「住み慣れた地域で高齢者を支える体制づくり」を基本目標として、高齢者施策を総合的に推進します。

### (1) 介護予防対策の推進

- ア 生活機能の維持・向上のため、いきいきサロンや公民館など身近な場所で健康体操などの健康づくりを推進します。
- イ 身体機能のみならず、認知症に伴う心身両面からの機能低下の早期発見・早期予防のための効果的な介護予防を推進します。
- ウ 高齢者の自立を促し、本人の望む生活が送れるよう、要支援高齢者のニーズや身体機能などの状況に応じた介護予防プランの提供に努めます。

### (2) 高齢者支援体制の充実

- ア 地域包括支援センターを中心に関係機関と連携を図り、あらゆる相談に包括的に対応できるワンストップ相談窓口としての体制を構築します。
- イ 認知症高齢者や一人暮らし高齢者などが安心して暮らせるよう、地域で高齢者を支える総合的な地域見守りネットワーク体制の構築を目指します。
- ウ 認知症による判断能力の低下、家族などからの虐待、あるいは消費者被害などで権利を侵害されている高齢者に対し、関係機関と連携を図り適切な支援を行います。
- エ 認知症高齢者が尊厳を保ちながら住み慣れた地域で生活が送れるよう、相談・支援体制を充実するとともに、成年後見制度などの権利擁護事業の普及啓発や利用促進への支援を行います。

### (3) 介護サービスの充実

- ア 地域密着型のサービスを中心とした在宅ケアの基盤整備に重点を置き、住み慣れた地域で生活が継続できる体制づくりに努めます。
- イ 居宅サービスの充実を図るとともに、在宅での生活が困難になった場合の特定施設等の入居型の施設の確保など、介護の必要な高齢者の状況に応じたサー

ビス提供体制の整備に努めます。

ウ 利用者が適切なサービス選択ができるよう、事業者の提供するサービス内容の情報開示の徹底を図るとともに、介護サービス事業所へ介護相談員の派遣を行い、利用者の不満や不安の解消を図るなど、介護サービスの質的な向上に努めます。

#### (4) 生涯現役社会づくりの推進と生活環境の整備

ア 高齢者が地域社会の担い手として、地域づくりやボランティア活動等に積極的に参加し、明るく活力ある人生を送れるよう、社会参加の機会を促進するとともに、元気な高齢者が地域活動に積極的に関わっていくことへの支援に努めます。

イ 年齢や障害の有無にかかわらず、誰もがともに生活できるよう、公共施設等のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、民間の施設においても、人にやさしいまちづくりのためのユニバーサルデザインの普及啓発に努めます。

## 1 現状と課題

本市では、これまで在宅福祉サービスの充実や生活環境の改善など、障害者福祉の推進に努めてきましたが、疾病や交通事故、さらには社会的なストレスなどにより、障害発生要因が多岐にわたり、高齢化の進行とも相まって、心身に障害があり、日常生活に支援を必要とする人は増加傾向を示しています。

こうした中、国においては、平成15年(2003年)に、これまでの措置制度から、利用者の主体性や選択性を尊重した「支援費制度」が導入されましたが、就労や社会参加に関する社会環境整備は十分とはいえない状況であったことから、平成18年(2006年)に「障害者自立支援法」が施行され、障害者の地域生活への移行と就労の促進など、自立の支援への取組が重要な課題となっています。

また、障害の有無にかかわらずすべての人々が個人として尊重され、地域の中دةともに助け合い、平等に活動できる社会を構築する必要があり、障害者の社会参加を困難にしているさまざまな社会生活上の障壁(バリア)を取り除くとともに、保健・医療、教育、雇用とも連携した総合的な施策の推進が求められています。

## 2 基本方針

「光市障害者福祉基本計画及び障害福祉計画」に基づき、リハビリテーションとノーマライゼーションの2つの理念のもと、障害のある人が一人の個人として尊重され、自己の能力を発揮して社会に参加し、生きがいのある生活を送ることができるよう、障害者を社会全体で支援する仕組みを構築します。

### (1) 制度の周知と市民意識の醸成

「障害者自立支援法」の施行に伴うサービス利用の仕組みを周知するとともに、市民一人ひとりが障害者に対する正しい理解を深め、障害のある人が社会の一員として積極的に活動できる社会環境をつくるため、市民に対する正確な情報提供と福祉教育の充実を図ります。

### (2) 自立と社会参加の支援と支えあい

各種社会活動やスポーツ・レクリエーション活動等における交流機会の充実や、関係機関及び企業等とも連携を図りながら、障害者雇用の拡充に努めるなど、障害者の積極的な社会参加と市民全体での支えあいの促進を図ります。

また、障害者の社会参加促進の場として、障害者(児)支援施設の充実に努めます。

### (3) 利用者主体のサービス利用

利用者主体の選択・自己決定を尊重し、住みなれた家庭や地域で自立した生活が送れるよう、利用者のニーズに応じた身近な障害福祉サービスの提供体制の確保・充実に努めます。

また、相談体制や学習機会の充実を図り、家庭や地域において障害者が安心して生活を送ることができるよう支援します。

### (4) 障害のある人への理解を深めるための教育の推進

障害のある人の自立と社会参加を促進するため、学校教育や社会教育の場を通じて、思いやりの気持ちや命を大切にする意識づくりの教育を推進します。

### 1 現状と課題

本市においては、同和問題の早期解決を市政の最重要課題として位置付け、「光市隣保館運営等審議会」の意見を聞きながら、関係団体等との連携を図り、市民をはじめ関係者の理解と協力を得て、公平性に留意しながら同和問題の解決に向け、総合行政として積極的に関係諸施策を推進してきました。

これらの関係諸施策の推進と市民の理解及び地域住民の努力の結果、生活環境等は大きく改善されました。

また、教育・啓発活動の推進により、市民の同和問題に対する理解も深まり、その成果は全体的には着実に進展してきました。

こうした中、国の特別措置法が、平成 14 年(2002 年)3 月をもって失効し、特別対策については終了しました。

今後は、他の地域と同様に、必要とされる施策を一般対策として実施することになりました。

このような状況を踏まえ、本市では、平成 17 年(2005 年)2 月、光市隣保館運営等審議会から「同和行政の総括」についての答申が行われ、同審議会は役割を終えたことから、平成 17 年(2005 年)3 月に廃止しました。

今後、同和問題は人権課題のひとつとして捉え、「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現を目指し、「基本的人権の尊重」という普遍的視点に立って、引き続き、人権教育・啓発活動を積極的に推進することが求められています。

### 2 基本方針

施策の推進にあたっては、人権問題という本質から捉えた施策を講じることとし、必要な事業に対しては、これまでの成果が損なわれることのないよう、他の地域と同様に地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努めた上で、適宜適切に実施します。また、教育・啓発の推進にあたっては、これまでの取組の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、市民一人ひとりの「基本的人権の尊重」という普遍的視点に立って必要な施策の推進に努めます。

#### (1) 人権尊重の視点に立った教育・啓発の推進

これまでの教育・啓発活動の推進により、市民の同和問題に対する理解は深まり、その成果は着実な進展をみせており、今後は、基本的人権の尊重という普遍的視点に立って、人権教育・啓発活動を積極的に推進します。

##### ア 教育の推進

日本国憲法及び教育基本法にのっとり、基本的人権が尊重されるよう「山口県人権推進指針」や同指針に基づき策定された「人権教育の推進にあたって」、「人権教育推進資料」等を踏まえ、人権教育を総合的かつ効果的に推進します。

##### イ 啓発の推進

市民一人ひとりが同和問題に対する正しい理解と認識を深め、残された課題の解決に向けて主体的に取り組むことができるよう、国、県、及び各関係機関等と連携し、人権尊重の視点に立った、研修、情報提供及び広報活動等の幅広い啓発活動を推進します。

## 1 現状と課題

経済や文化のグローバル化、ボーダレス化の進展とともに、わが国に在留する外国人は年々増加しています。

こうした中、本市には、平成 22 年 3 月 31 日現在、アジアを中心に 18 カ国 336 人の外国籍住民が暮らしており、その数は増加傾向にあります。

わが国は、昭和 54 年（1979 年）に「国際人権規約」を、平成 7 年（1995 年）に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」を批准し、外国人の人権及び基本的自由を保障していますが、国際化が地域レベルで広がる中、異なる文化や価値観、生活習慣に対するお互いの理解と認識を深め、人種や言語、宗教による差別を撤廃するとともに、国際感覚豊かな人材の育成に努め、互いに理解しあえる共生の社会を構築することが必要です。

このため、本市においては、民間国際交流組織である「光市国際交流連絡協議会」を中心にさまざまな国際交流活動を行っており、その中でも「国際交流のつどい」は、本市を代表する国際交流イベントとして定着しています。

今後、学校における国際理解のための教育活動を連携させながら、地域社会においても国際交流イベント等を通じて、市民の国際認識、国際理解の促進を図るとともに、外国人が地域の中で安心して暮らせる環境を整備する必要があります。

## 2 基本方針

異なる文化や価値観・生活習慣に対するお互いの理解と認識を深め、地域社会の構成員として共に生きていく、共生の社会づくりに向け、啓発活動や交流活動による相互理解の促進に努めます。

### (1) 国際交流事業の充実

光市国際交流連絡協議会等を中心に、外国人との交流の場づくりを推進するとともに、交流活動等を通じて、市民の国際感覚の醸成に努めます。また、異なる文化や価値観、生活習慣などに対するお互いの理解と認識を深め、外国人が地域の中で安心して暮らせる環境づくりに努めます。

### (2) 国際理解教育の充実

日本と外国の文化の違いやその背景について調査・研究をする活動を通して、国際間の協調の重要性について考える機会の充実に努めます。

### (3) 外国語活動の充実

外国語を学ぶことによって、言語や文化について体験的に理解を深め、進んでコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に努めます。

## 感染症患者等

### 1 現状と課題

エイズ等の感染症については、病気に対する正しい知識、理解が十分に普及されていないことから、感染者・患者等に対する偏見や差別が存在しています。今後は、感染症患者の人権を重視した正しい知識の普及と正しい情報提供が必要です。

### 2 基本方針

感染症などに対する偏見や差別を解消するため、正しい知識の普及啓発を推進します。また、関係機関と密接な連携を図り、発生の予防と相談・支援体制の整備に努めます。

#### (1) HIV感染症に対する正しい知識の普及啓発の推進等

「エイズ予防月間」や「世界エイズデー」等の機会を通じて、エイズに関する正しい知識の普及啓発を推進します。また、HIV感染者が若年層に広がる傾向があることから、学校や関係機関等と協力して思春期事業を推進します。

#### (2) さまざまな感染症に対する正しい知識の普及啓発の推進

あらゆる機会を通じて感染症に関する正しい知識の普及に努めるとともに、人権に配慮した予防・まん延防止対策を推進します。

## ハンセン病問題

### 1 現状と課題

「らい予防法」による隔離政策がとられたため、ハンセン病患者とその家族はいわれのない偏見や差別を受けてきました。

平成8年(1996年)3月「らい予防法」が廃止されましたが、今後とも、正しい知識の普及と正しい情報提供が必要です。

### 2 基本方針

偏見や差別を解消するため、「ハンセン病を正しく理解する週間」等の機会を通じて、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発を推進します。

## 罪や非行を犯した人

### 1 現状と課題

罪や非行を犯した人が罪をつぐない、地域社会の一員として立ち直ろうとしているのに、地域社会においては、誤った認識や偏見から、就労問題や住居等の確保が困難など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。再出発を誓って地域社会に戻り、立ち直るためには、地域の方々の温かい支えを必要とします。

また、生活の安定のためには求職活動を必要としますが、保護観察対象者などの前歴があるためになかなか就職困難な状況にあります。このような状況の中、前歴

にこだわらず積極的に雇用することで立ち直りを支援する民間の協力雇用主の支援は大きな支えとなっています。

## 2 基本方針

罪や非行を犯した人が地域社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲と併せて家族、職場、学校、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせません。また、人権に配慮し、同じ地域社会の一員として温かく迎えることが必要です。

罪や非行を犯した人に対する偏見をなくし、社会復帰に向けた自立を支援するため、関係機関等と連携・協力して啓発活動を推進します。

### その他の人権問題

#### ○ プライバシーの保護

プライバシーを巡る問題は、基本的人権に関わる重要な問題であり、個人に関する情報は最大限に保護される必要があることから、国においては、平成 15 年(2003 年)に「個人情報の保護に関する法律」が施行され、県においては、平成 14 年(2002 年)に、「山口県個人情報保護条例」が施行されました。

本市においても、平成 16 年(2004 年)に、個人情報の取扱いについての基本的な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示請求権等について定めた「光市個人情報保護条例」を施行するなど、個人情報の保護を図っています。

#### ○ インフォームド・コンセントの推進

医療行為の過程で、医療従事者は、患者の立場を尊重して患者に対する情報提供を十分に行い、患者の理解や同意のもとに検査や治療を行うことが重要です。

このため、特に、入院患者に対しては、入院の原因となった傷病名や主要な症状、治療に関する計画等を記載した書面を作成し、入院患者・家族への交付及び適切な説明が行われるようにすることとされています。

今後とも、十分な患者への説明・診療情報の提供により、患者の理解と同意、いわゆるインフォームド・コンセントのもとに検査や治療を行うことが一層推進され、患者自身が主体的に治療を選択し、安心して治療が受けられるよう、医療従事者への指導や市民への普及啓発を行い、医療従事者と患者との信頼関係に基づく適切な医療の確保に努めます。

#### ○ インターネットによる人権侵害

インターネットなど情報通信メディアによる差別的な情報の掲示やホームページへの人権を侵害する書き込みが行われるなどの行為が増加しており、プライバシーに関する不安も高まっています。

こうした状況を踏まえ、国においては、平成 14 年(2002 年)5 月に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダー責任制限法)」の施行により、ホームページの掲示板等における権利の侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促し被害者救済を図ることとし、また、平成 17 年(2005 年)4 月の「個人情報保護法」の全面施行に際し、電気通信事業者等に対する個人情報の取扱いのルールをガイドラインの形で示すなど、インターネット上の人権侵害への対策を進めています。

しかしながら、依然として、基本的人権を侵害する書き込みなどが後を絶ちませ

ん。また、近年、インターネットを介して大量の個人情報流出するなどの事件が多発しています。

このため、本市においては、このような人権侵害行為に対しては、関係機関との連携を図りながら適切に対応していきます。

一方、子どもたちが有害情報に接触したり、犯罪に巻き込まれたりする現状を受けて、総務省は、18歳未満の子どもの携帯電話から出会い系サイトなどの有害サイトへの接続を制限するフィルタリングサービスを導入して販売するよう関係業者に対し要請しました。今後、関係機関と連携して、ネット社会に対応できる健全な青少年の育成に努めます。

#### ○ 犯罪被害者の保護

犯罪被害者等の権利利益を保護することを目的とした施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成17年(2005年)4月に「犯罪被害者等基本法」が施行され、同年12月には、この法律に基づく「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定されました。

犯罪の被害者等は、生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、被害に遭ったことによる精神的ショック、風評等による不快感やストレスなど、さまざまな二次的被害に苦しめられていることから、犯罪被害者等を社会全体で途切れることなく支えていくことが強く求められています。

こうした現状を踏まえ、犯罪被害者等の権利利益を守るため、関係機関や各種団体等が連携を密にし、官民一体となって、総合的かつ効果的な啓発活動を推進します。

#### ○ 拉致問題

北朝鮮当局による日本人の拉致問題は、基本的人権にかかわる極めて重大な問題であり、その早期解決のためには、国民的課題として、国と地方公共団体が足並みを揃え、一体となって世論の啓発等に取り組んでいくことが重要であり、平成18年(2006年)6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。本市においては、県や関係機関とも密接に連携し、在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせなどの二次的被害が生じないように配慮しながら、啓発活動を実施するなど、市民の理解の促進と世論の喚起に取り組みます。

#### ○ その他

このほか、ストーカー行為、環境問題、自己決定権等新たな課題の解決のための方策について検討するとともに、適宜対応します。

### 3 人権尊重の業務遂行と研修の推進

すべての職員は、人権教育・啓発の主体を担うとともに、人権が確立された社会の実現に向けたリーダーとしての役割を求められています。そのためには、職員自らが自己研鑽に努めることにより人権意識の高揚を図り、常に人権尊重の視点に立った取組を行い、たえず問題意識をもって主体的に業務に取り組む必要があります。

このため、市におけるあらゆる行政分野で、人権尊重の理念を基礎とした取組を積極的に推進します。

- (1) 市行政の推進にあたっては、常に人権の尊重を行動基準とします。
- (2) 人権尊重の視点に立った業務の点検・見直し、適正な情報の公開、人権を重んじた接遇、公正・公平な取り扱いなど常に人権尊重を念頭に置いた取組を推進します。
- (3) 職員一人ひとりが豊かな人権感覚や人権意識の高揚を図り、人権尊重の視点に立った業務の遂行と人権行政のリーダーとしての自覚がもてるよう、効果的な職員研修の方策を検討します。  
また、教員、福祉及び医療等の業務従事者は、児童生徒、施設利用者、患者等の人権の重要性を認識し、人権意識の高揚を図るための効果的な研修の充実に努めます。
- (4) 各職場において、基本計画、行動計画等の策定やその見直しに当たっては、この指針の基本理念やキーワードを尊重した施策の策定に努めます。

### 4 人権擁護の推進

人権相談は、人権問題に悩む相談者に対し、適切な助言等を通じて、人権侵害の発生や拡大を防止し、当事者による紛争解決を促すなどそれ自体が有効な救済手法のひとつです。

このため、人権擁護機関等の相談機関相互のネットワーク化、相談窓口体制の充実、相談担当職員の資質向上を図るための研修の充実など、人権の救済に向けた体制づくりを推進します。

#### (1) 相談窓口体制の充実

- ア 人権擁護委員による相談体制を充実します。
- イ 子どもの人権110番や女性の人権ホットライン等の専用電話による相談体制を充実します。
- ウ 社会福祉施設等の利用者に対する相談体制を充実します。
- エ 子どもたちの学校内や日常生活における悩みごとに対して、人権擁護委員の「子どもの人権SOSミニレター」による相談体制を充実します。
- オ 「全国一斉人権擁護委員の日」における相談体制を充実します。
- カ 市の広報誌やホームページなどのさまざまな広報媒体を通じ、相談窓口機関等に関する情報の提供を推進します。
- キ 人権に関するさまざまな相談に的確に対応するため、相談機関のネットワーク化の調査研究を検討します。
- ク 人権相談に対応する相談員の資質向上を図るための研修を充実します。

## (2) 救済・保護の推進

国の人権擁護推進審議会答申（平成13年（2001年）5月）に基づく人権救済制度創設の状況を踏まえ、国や県における新たな人権救済制度も視野に入れながら、相談機能の充実や関係機関とのネットワークの強化を図り、人権が侵害されている状況から被害者に対し、実効性の高い救済・保護の手法等について検討します。

## 5 指導者の育成

人権教育及び啓発活動の推進にあたっては、家庭や地域等において人権意識の高揚をめざした取組がさらに充実したものとなるよう、効果的な指導や適切な助言を行う指導者を育成することが必要です。人権問題に対する正しい認識と指導力を備えた指導者の育成と資質向上に努めるとともに、学習会や研修会等への自主的、意欲的な参加が得られるよう、学習機会の充実に努めます。

# 第5章 推進にあたって

## 1 指針の推進

この指針のめざす「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現のためには、市民、家庭、企業及び職場、学校、民間団体等においてもそれぞれ果たす役割があり、行政との理解と協力のもとに活動（協働）していく必要があります。

### (1) 市民との共創と協働による推進

#### ア 市民の取組

市民一人ひとりが、自らの人権のみならず、他人の人権についても十分配慮し、相互に尊重することが大切です。また、さまざまな人権問題を正しく理解するために、自主的な取組をしましょう。

#### イ 家庭の取組

家庭は、家族とのふれあいを通して、善悪の判断や生命の尊重など人権意識の基本的な学習の場として、また、人格の基礎の形成など重要な役割を果たしています。家庭内での話し合いなど、人権問題を正しく理解するための、自主的な取組をしましょう。

#### ウ 地域社会の取組

地域住民が人権問題に対する認識を深め、人権意識の高揚を図るための自主的な取組をしましょう。

#### エ 民間団体等の取組

人権に関する啓発活動や相談活動などの自主的な取組をしましょう。

#### オ 企業や職場の取組

企業や職場における人権意識の向上を図るとともに、企業内研修の充実など、人権尊重への自主的な取組が求められます。

#### カ 学校の取組

子どもの発達段階に即し、学校の教育活動を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育の組織的・計画的な取組が求められています。

#### キ 市の取組

市は、県や関係機関等と密接な連携を図り、地域に密着したきめ細かい人権教育・人権啓発活動の推進を図るとともに、地域社会で行われる市民の自主的な学習活動が図られるよう、環境整備に向けた積極的な支援をするなどの役割を果たします。

### (2) 推進体制の充実強化

#### ア 「光市人権施策推進審議会」の設置（平成19年10月1日条例施行）

人権施策の推進にあたり、市民、団体、事業者等と行政がともに考え行動していくために「光市人権施策推進審議会」を設置した。

#### イ 「光市人権施策推進連絡会議」の設置（平成17年10月1日要綱施行）

人権施策を総合的に推進するための全庁的な組織として設置したもので、幅広い人権課題に対応するために総合行政として取り組むとともに、人権施策推進審議会や人権教育推進協議会との連携を密にし、積極的な人権教育及び啓発の推進に努めます。

ウ 「光市人権教育推進協議会」の設置（平成17年4月1日要綱施行）

人権教育の総合的かつ効果的な推進を図るための組織として設置したもので、人権施策推進審議会での意見や提言を尊重し、積極的な人権教育の推進に努めます。

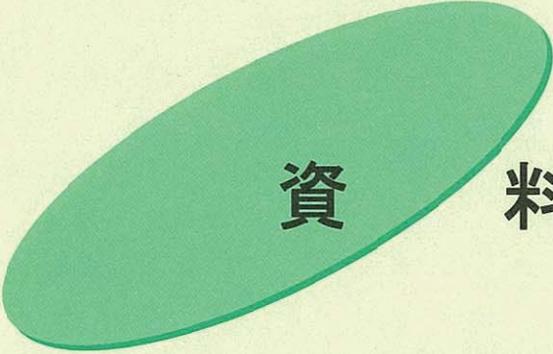
**(3) 調査・研究の充実と情報提供**

光市人権施策推進審議会において、人権施策の推進に反映させるための調査・研究・協議を行うとともに、積極的な情報の収集や提供に努めます。

**(4) 国、県及び関係機関等との連携**

ア この指針に基づき、人権施策に関する総合的かつ効果的な取組の推進にあたっては、国、県、市民、団体及び企業等との連携と協力のもと取組を推進します。

イ 周南人権啓発活動地域ネットワーク協議会は、山口地方法務局周南支局、周南支局管内の市・町、周南人権擁護委員協議会によって構成され、それぞれの役割に応じて相互に連携・協力関係を確立しており、本市においても同地域内における人権啓発活動の総合的かつ効果的な推進を担当するなどの役割を果たします。



# 資 料

人権に関する市民意識調査報告書（概要）

指針策定までの経過

光市人権施策推進審議会委員名簿

光市人権施策推進審議会条例

用語解説

## 人権に関する市民意識調査報告書（概要）

—目 次—

第一章 調査の概要

1	調査の目的	27
2	調査項目	27
3	調査の方法	27
4	回収状況	27
5	調査結果の見方	27

第二章 調査結果の分析

1 人権について

(1)	基本的人権に関する認知度	28
(2)	関心のある基本的人権	29
(3)	山口県人権推進指針の周知度	30
(4)	山口県人権推進指針を知ったきっかけ	31
(5)	山口県人権推進指針の内容に対する感想	32
(6)	山口県における人権尊重意識の定着状況	33
(7)	人権を侵害された経験	34
(8)	人権を侵害されたと思った内容	35
(9)	人権を侵害された際の対処法	36

2 女性の人権について

	女性に関する人権上の問題点	37
--	---------------	----

3 子どもの人権について

	子どもに関する人権上の問題点	38
--	----------------	----

4 高齢者の人権について

	高齢者に関する人権上の問題点	39
--	----------------	----

5 障害のある人の人権について

	障害のある人に関する人権上の問題点	40
--	-------------------	----

6 同和問題について

(1)	同和問題に関する人権上の問題点	41
(2)	同和問題の解決に必要なこと	42

7 外国人の人権について

	外国人に関する人権上の問題点	43
--	----------------	----

8 感染症患者等（H I V感染者・患者等）の人権について

	感染症患者等に関する人権上の問題点	44
--	-------------------	----

9 ハンセン病問題（ハンセン病患者・元患者等）について

	ハンセン病問題に関する人権上の問題点	45
--	--------------------	----

10 罪や非行を犯した人の人権について

	罪や非行を犯した人が立ち直ろうとする場合の人権上の問題点	46
--	------------------------------	----

11 その他の人権について

(1)	プライバシーの保護に関する人権上の問題点	47
(2)	インフォームド・コンセントに関する医療機関の対応	48
(3)	犯罪被害者に関する人権上の問題点	49

12 人権教育・啓発の取組

(1)	啓発活動への接触度	50
(2)	人権に関する取組の今後の条件整備	51
(3)	今後、山口県人権推進指針に盛り込むべき人権課題	52

## 第一章 調査の概要

### 1 調査の目的

この調査は、市民の人権問題に対する意識を把握し、今後の人権諸施策を効果的に推進していくための基礎資料とする。

### 2 調査項目

- (1) 人権一般
- (2) 各人権課題
- (3) 人権教育・啓発の取組

### 3 調査の方法

- (1) 調査地域  
光市全域
- (2) 調査対象者及び標本抽出方法  
市内に居住する20歳以上の者を対象として、住民基本台帳から1,500人を無作為抽出した。
- (3) 調査方法  
郵送法・無記名方式
- (4) 調査年度  
平成20年度

### 4 回収状況

- |                |        |       |       |
|----------------|--------|-------|-------|
| (1) 調査票配布数     | 1,500人 |       |       |
| (2) 住所不明による返却数 | 5人     |       |       |
| (3) 回収数        | 725人   | 回収率   | 48.5% |
| (4) 有効回収数      | 720人   | 有効回収率 | 48.2% |

### 5 調査結果の見方

- (1) 本文及び図中に示した調査結果の数値は百分比で(%)で示してある。これらの数値は小数点以下第2位を四捨五入しているため、全項目の回答比率の合計が100.0%とならない場合がある。
- (2) 複数の回答を求めた質問では、回答比率の合計が100.0%を超えることがある。
- (3) 報告書中の図表では、コンピューター入力の都合上、回答選択肢の表現を短縮している場合がある。
- (4) 選択肢の中から回答可能数(「✓は1つ」、「✓は3つまで」等)を超えている場合は、「無効」として集計した。

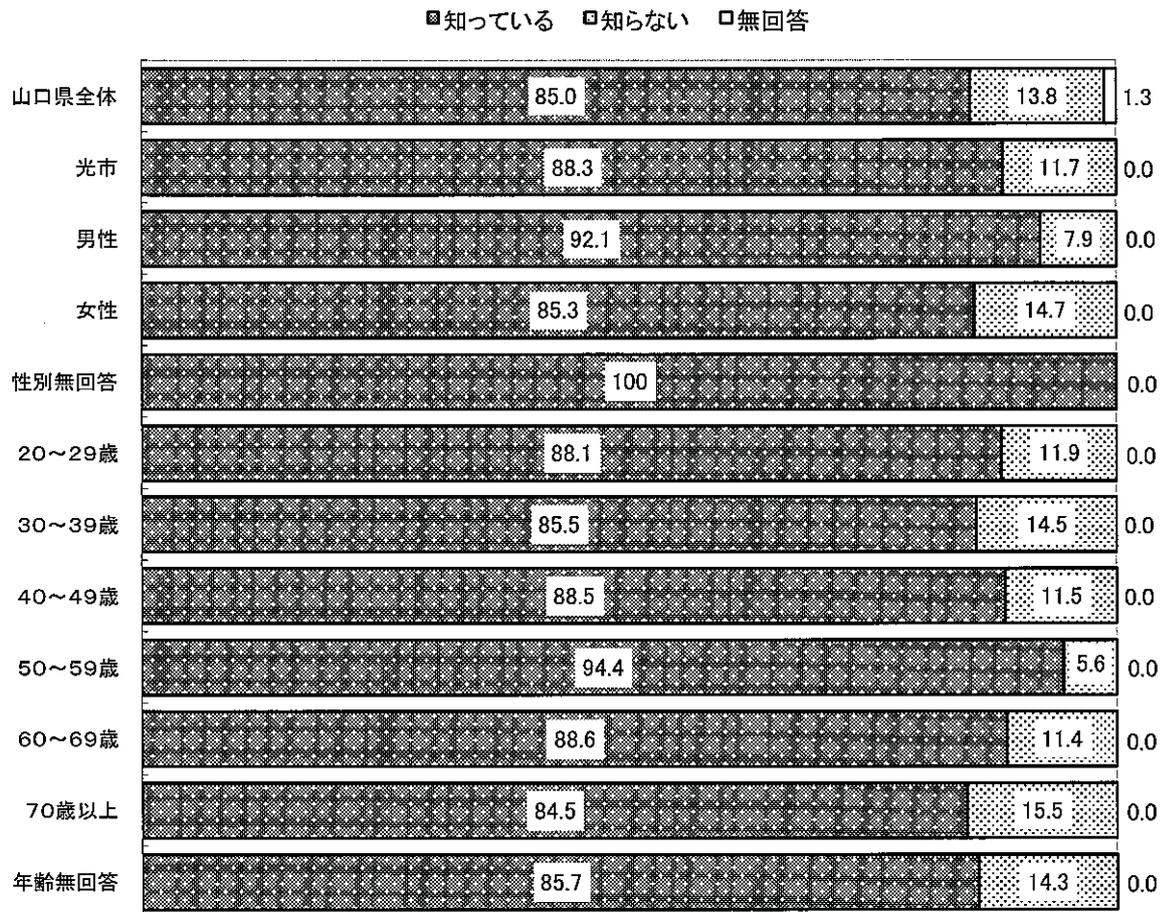
## 第二章 調査結果の分析

### 1 人権について

#### (1) 基本的人権に関する認知度

問1 あなたは基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていることを知っていますか。(✓は1つ)

図1-1 基本的人権に関する認知度(性・年齢別)



基本的人権は侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることを、「知っている」が全体で88.3%と9割近くを占めている。

また、平成19年6月に内閣府が実施した全国調査では、「知っている」が77.8%、山口県が実施した調査では「知っている」が全体で85.0%であり、本市の方が「知っている」と回答した人の割合は高くなっている。

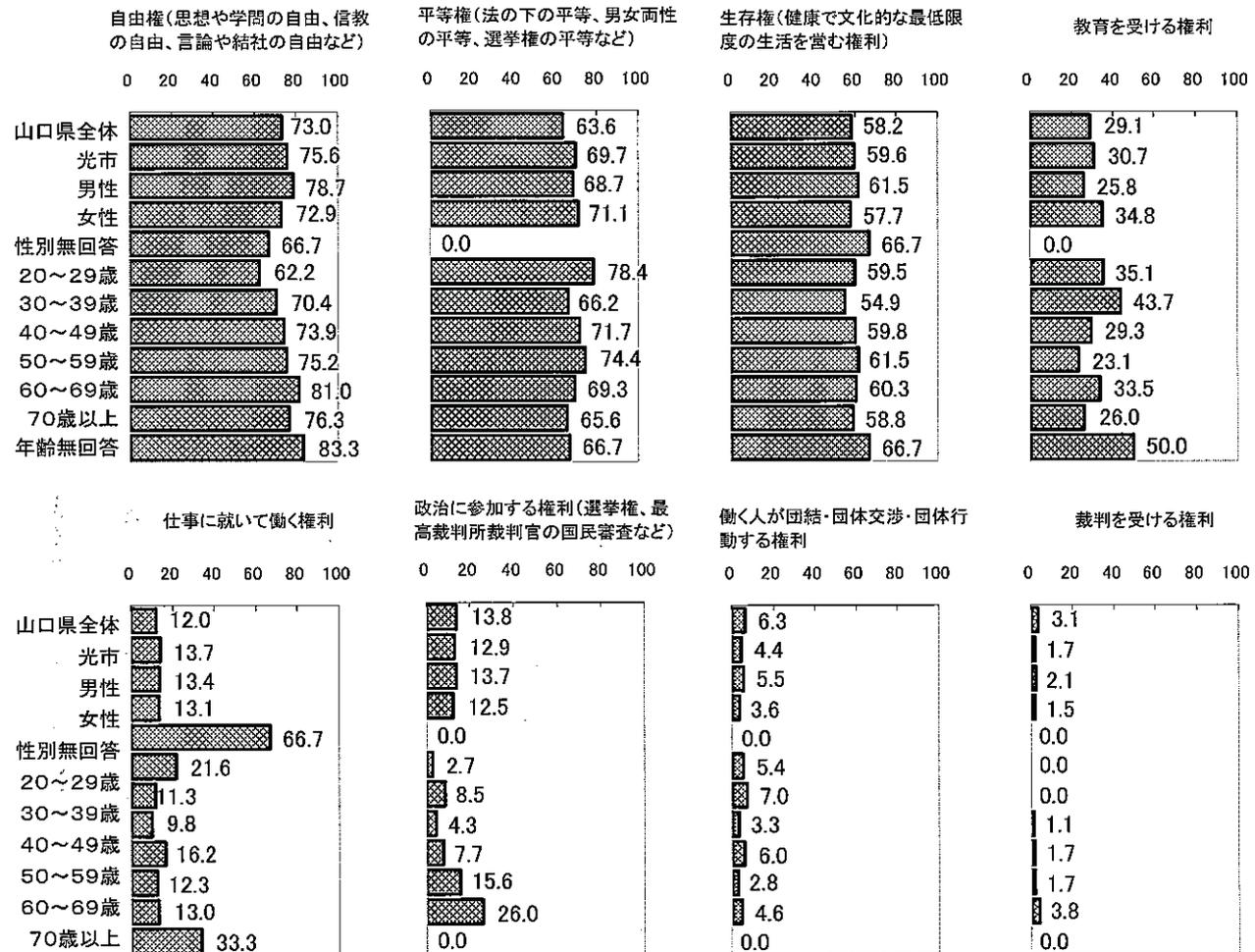
基本的人権の認知度を年齢別に見ると、すべての年齢で「知っている」との回答が8割を超え、50~59歳では94.4%と高い割合を示している。

## (2) 関心のある基本的人権

【問1で「1知っている」を選んだ人のみ回答】

問1-2 憲法で保障されている基本的人権のうち、あなたが日常生活で、特に関心を持っているものはどれですか。（✓は3つまで）

図1-2-1 関心のある基本的人権（性・年齢別）※上位8項目



8項目の基本的人権の中で、最も関心が高かったのは「自由権（思想や学問の自由、信教の自由、言論や結社の自由など）」で75.6%、次いで「平等権（法の下での平等、男女両性の平等など）」69.7%、「生存権」59.6%となっており、3項目とも約6割からそれ以上の高い割合を示している。

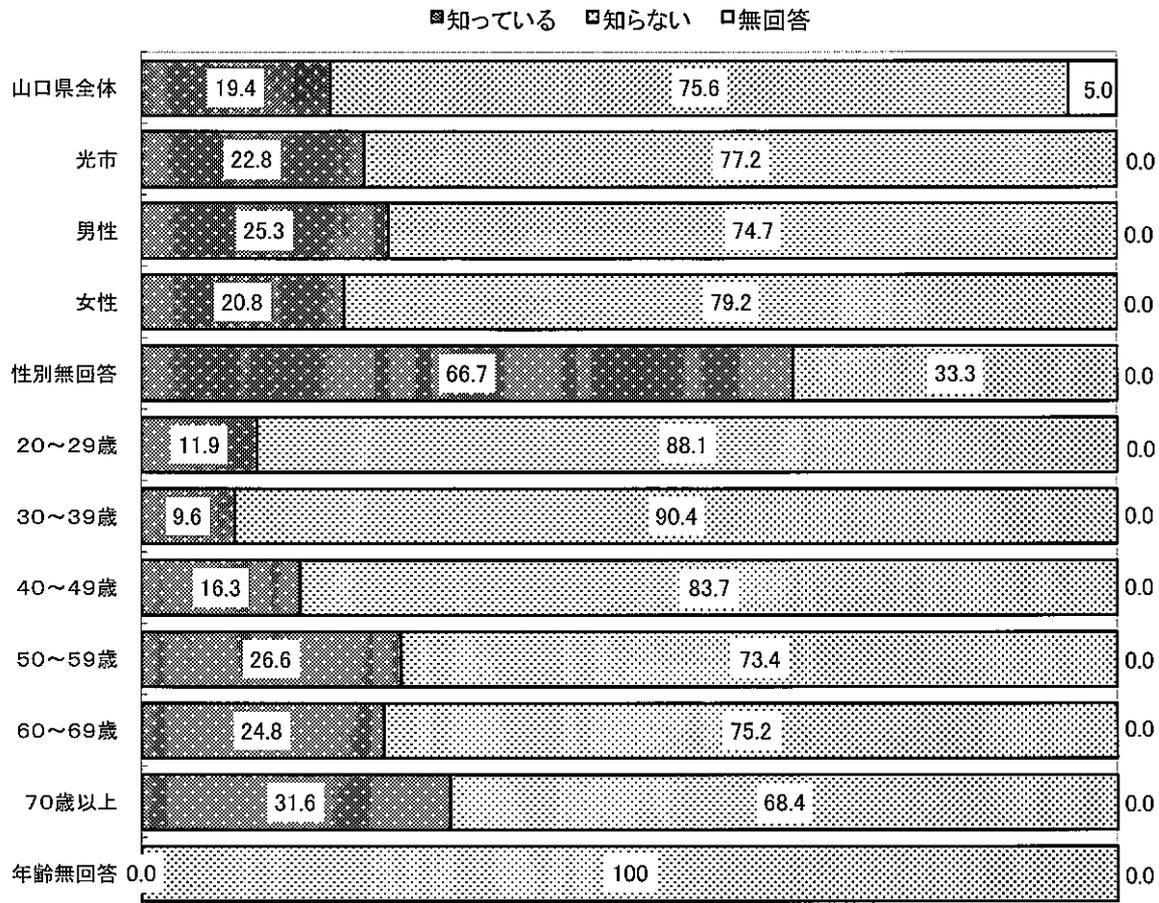
山口県と比べると、「政治に参加する権利」「働く人の団結・団体交渉などの権利」「裁判を受ける権利」を除く上位5項目で、本市の数値の方が高くなっている。

年齢別に見ると、「自由権」では、60~69歳が81.0%と高い割合を示している。平等権では、20~29歳、40~49歳、50~59歳で7割を超え、20~29歳では、8割近い高い割合となっている。

### (3) 山口県人権推進指針の周知度

問2 山口県では、幅広い人権課題への対応や、より一層の人権尊重を踏まえた行政の推進など、人権に関する総合的な取組を推進するため、平成14年3月に「山口県人権推進指針」を策定し、これに基づき人権諸施策を推進していますが、あなたはこの「山口県人権推進指針」を知っていますか。(✓は1つ)

図2-1 山口県人権推進指針の周知度(性・年齢別)



山口県人権推進指針を「知っている」と回答した人は22.8%となっている。

山口県と比べると3ポイント程度本市の方が高い割合となっているが、反対に「知らない」人が7割を超えており、周知度の低い傾向を示している。

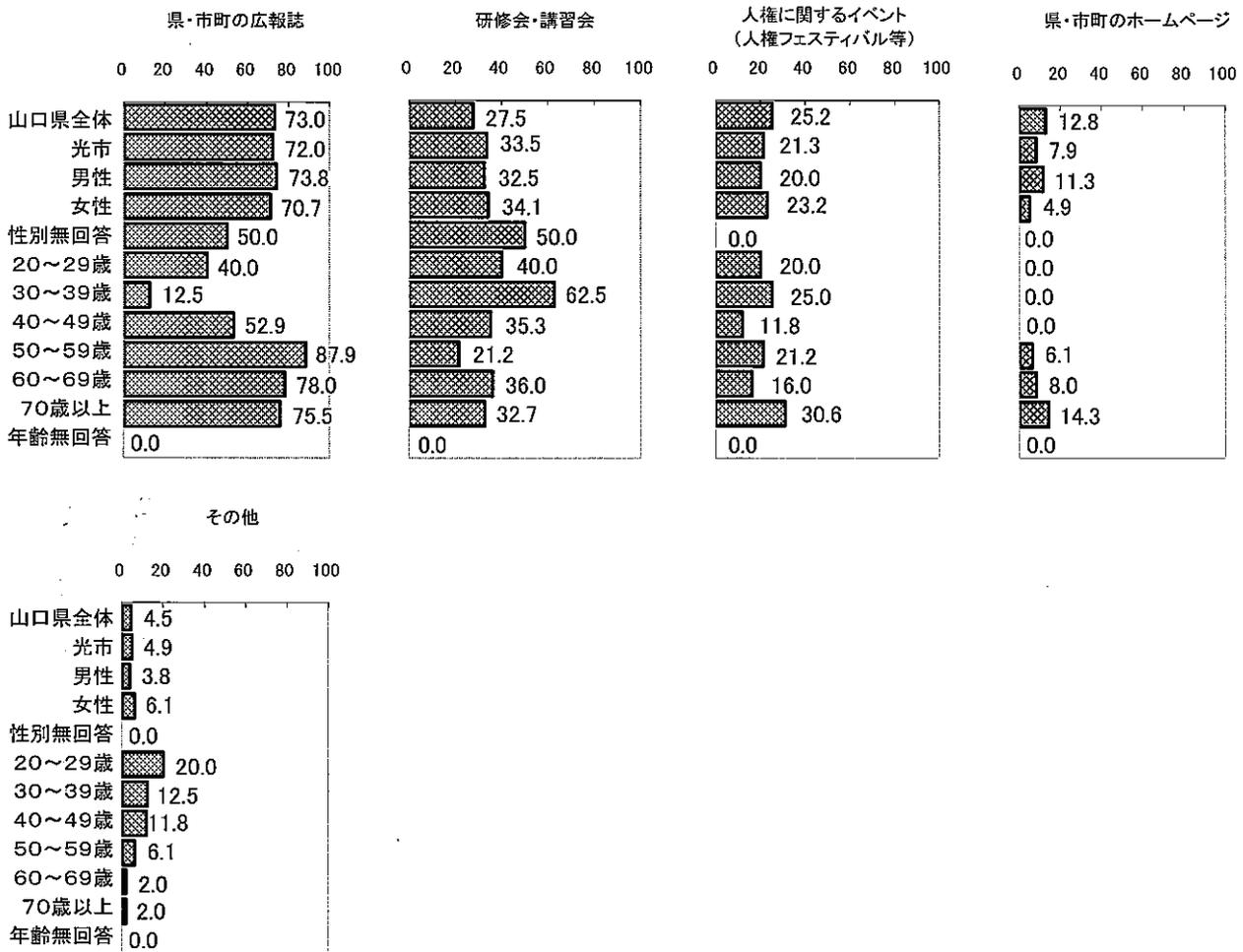
年齢別に見ると、最も低いのが30~39歳(9.6%)となっているが、比較的年齢層が高くなるにつれ「知っている」割合が高くなる傾向が見られ、70歳以上(31.6%)では3割を超えている。

#### (4) 山口県人権推進指針を知ったきっかけ

【問2で「1知っている」を選んだ人のみ回答】

問2-2 (1) あなたが山口県人権推進指針を知ったきっかけは何からですか。  
(✓はいくつでも)

図2-2-1-1 山口県人権推進指針を知ったきっかけ(性・年齢別)



山口県人権推進指針を知ったきっかけは、「県・市町の広報紙」が72.0%と7割を超えている。山口県と比べると、「研修会・講習会」では、山口県(27.5%)、本市(33.5%)と6ポイント程度本市の割合が高くなっているが、「人権に関するイベント(人権フェスティバル等)」では、本市の割合が低くなっている。

年齢別に見ると、40歳以上では、いずれの年齢層においても「県・市町の広報紙」が最も割合の高い項目となっており、50~59歳(87.9%)では、約9割となっている。

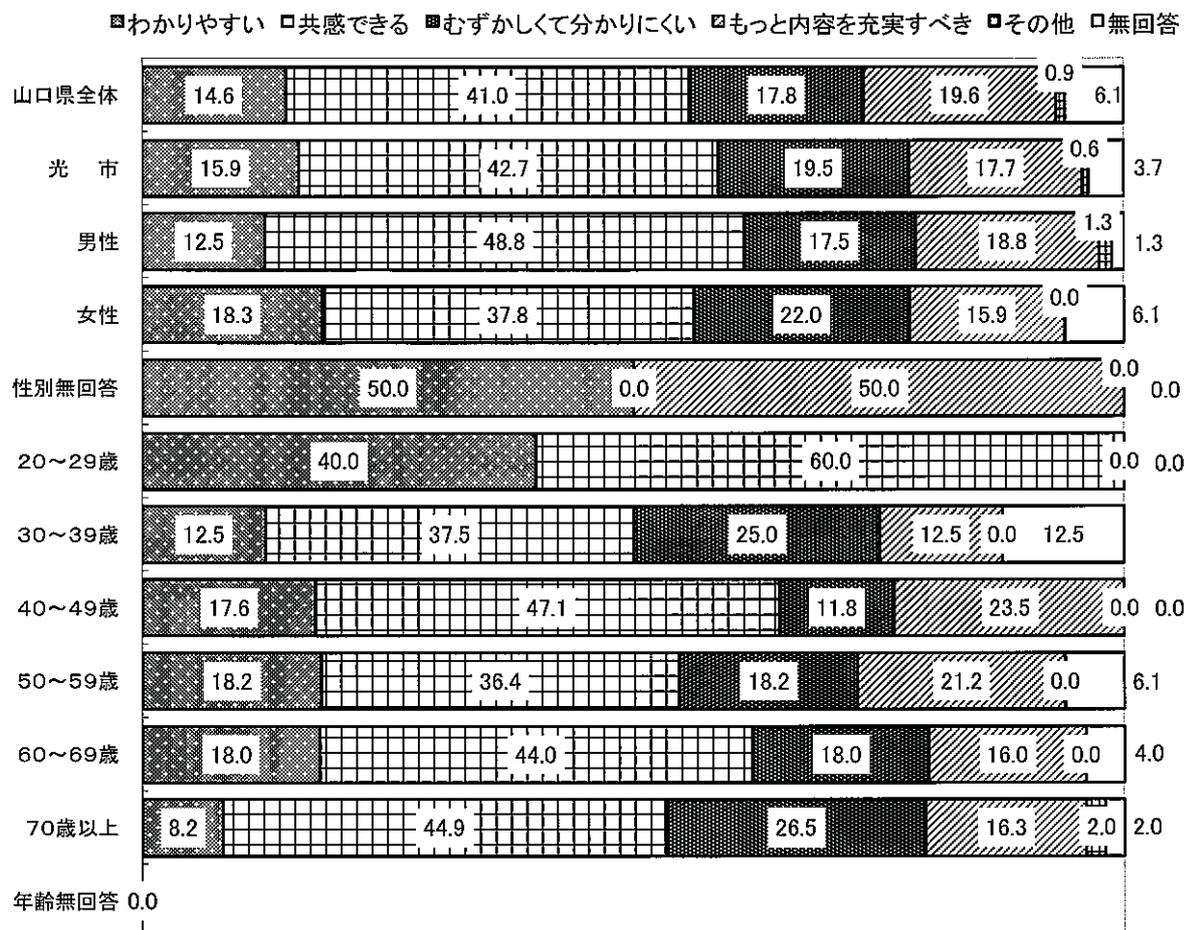
「研修会・講習会」では、30~39歳(62.5%)で6割を超えている。

(5) 山口県人権推進指針の内容に対する感想

【問2で「1知っている」を選んだ人のみ回答】

問2-2 (2) 山口県人権推進指針について、どのように思いましたか。(✓は1つ)

図2-2-2-1 山口県人権推進指針の内容に対する感想(性・年齢別)



山口県人権推進指針の内容について、「共感できる」が42.7%、「わかりやすい」が15.9%で、両回答を合わせると6割近くの者が理解を示している。

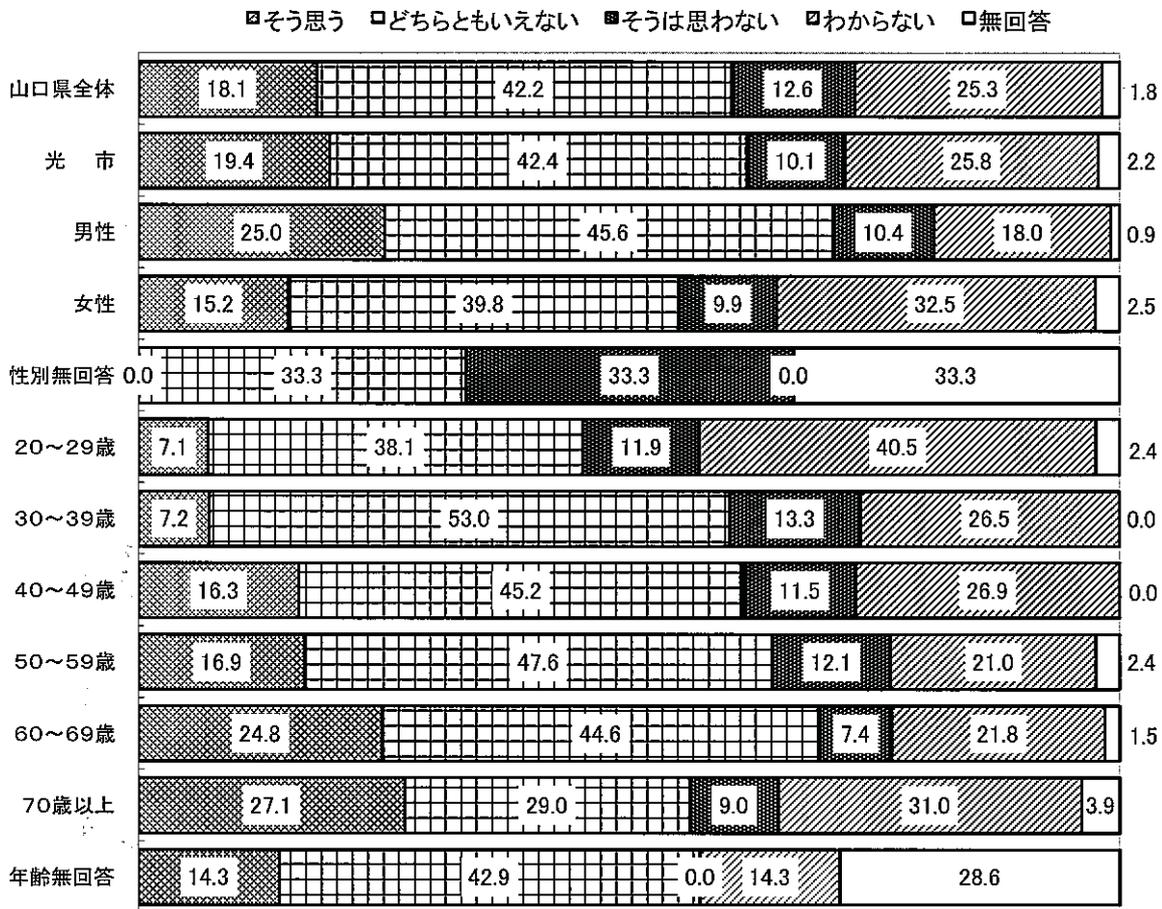
また、山口県と比べてもほぼ同程度の割合を示している。

年齢別に見ると、「わかりやすい」と「共感できる」を合わせた回答では、20~29歳では100%となっており、40~49歳(64.7%)、60~69歳(62.0%)では、6割を超える高い割合となっている。

(6) 山口県における人権尊重意識の定着状況

問3 今の山口県は、人権が尊重された県になっていると思いますか。あなたの気持ちに一番近いものをお答えください。(✓は1つ)

図3-1 山口県における人権尊重意識の定着状況(性・年齢別)



山口県における人権尊重意識の定着状況について、人権が尊重された県になっていると思うかという質問に対し、「どちらともいえない」(42.4%)が「そう思う」(19.4%)を大きく上回り4割を超えている。

山口県と比べてもほぼ同程度の割合となっている。

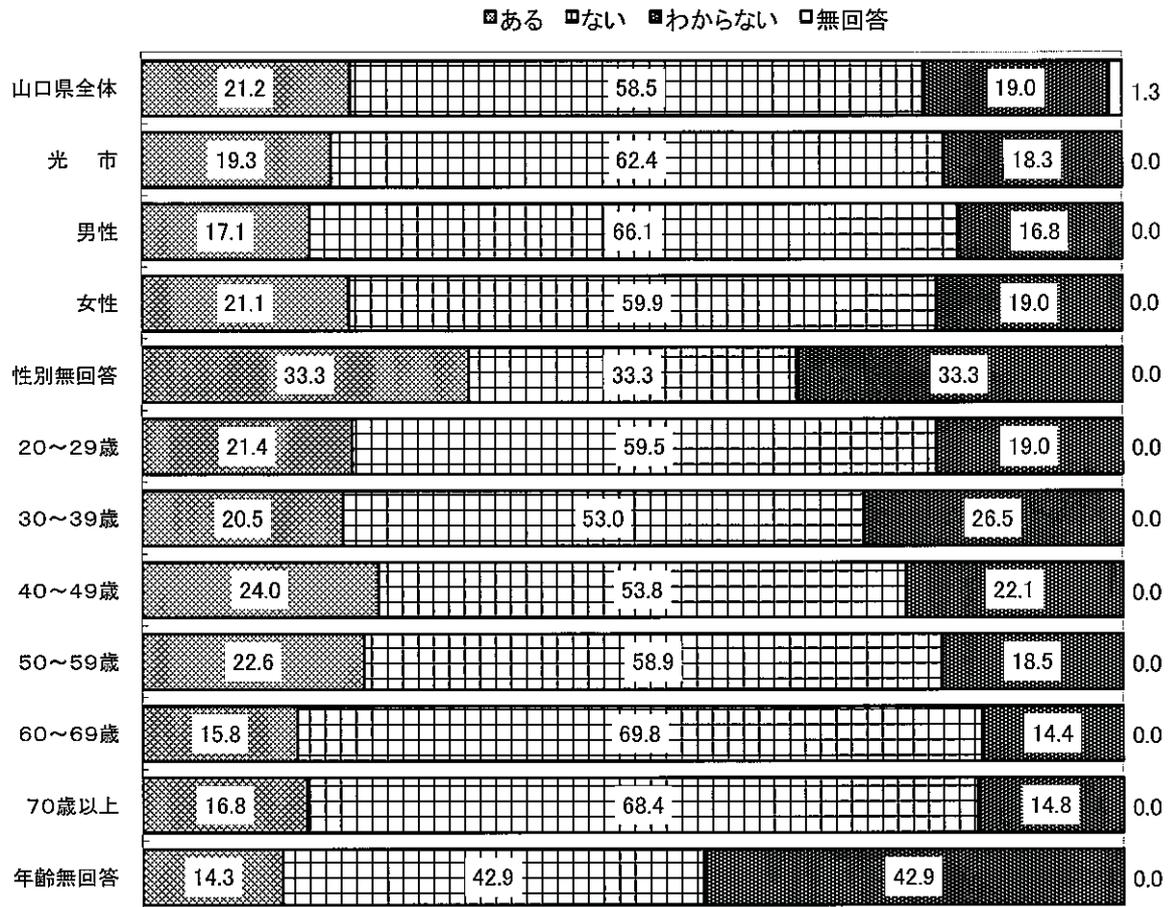
年齢別に見ると、いずれの年齢においても、「どちらともいえない」が最も高くなっている。

また、「そう思う」と回答した人の割合は、年齢層が高くなるにつれて高くなっており、70歳以上(27.1%)では、3割近い割合となっている。

(7) 人権を侵害された経験

問4 あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。  
(✓は1つ)

図4-1 人権を侵害された経験(性・年齢別)



人権を侵害された経験では、「ない」と回答した人が62.4%と6割を超え、「ある」(19.3%)を大きく上回っている。

山口県と比べても、ほぼ同程度の割合となっている。

年齢別に見ると、いずれの年齢層においても「ない」との回答が高く60~69歳(69.8%)、70歳以上(68.4%)では7割近くとなっている。

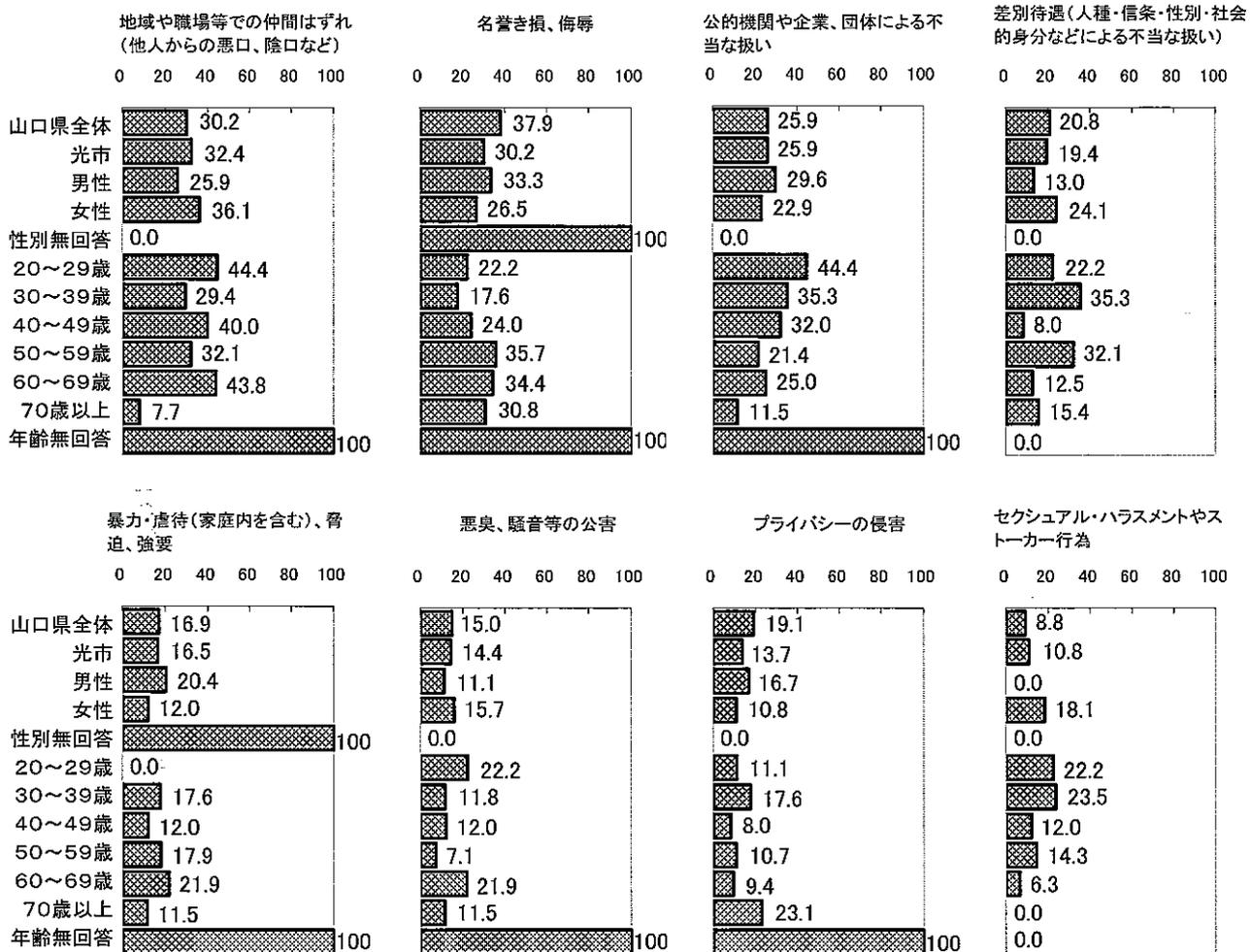
「ある」が最も高いのは、40~49歳の24.0%となっている。

## (8) 人権を侵害されたと思った内容

【問4で「1ある」を選んだ人のみ回答】

問4-2(1) あなたが侵害されたと思った内容はどのようなものでしたか。  
(✓はいくつでも)

図4-2-1-1 人権を侵害されたと思った内容(性・年齢別) ※上位8項目



人権侵害の内容では、「地域や職場等での仲間はずれ (他人からの悪口、陰口など)」が32.4%と最も高く、次いで「名誉き損、侮辱」(30.2%)、「公的機関や企業、団体による不当な扱い」(25.9%)となっている。

山口県と比べると、山口県では最も高いのが「名誉き損、侮辱」の37.9%、次いで「地域や職場等での仲間はずれ」(30.2%)となっており、上位2項目の割合が本市では逆の順になっている。

性別に見ると、「名誉き損、侮辱」「公的機関や企業、団体による不当な扱い」「暴力・虐待、脅迫、強要」などでは男性の割合が高く、「地域や職場等での仲間はずれ」「差別待遇 (人種・信条・性別・社会的身分などによる不当な扱い)」「セクシュアル・ハラスメントやストーーカー行為」では女性の割合がそれぞれ高くなっている。

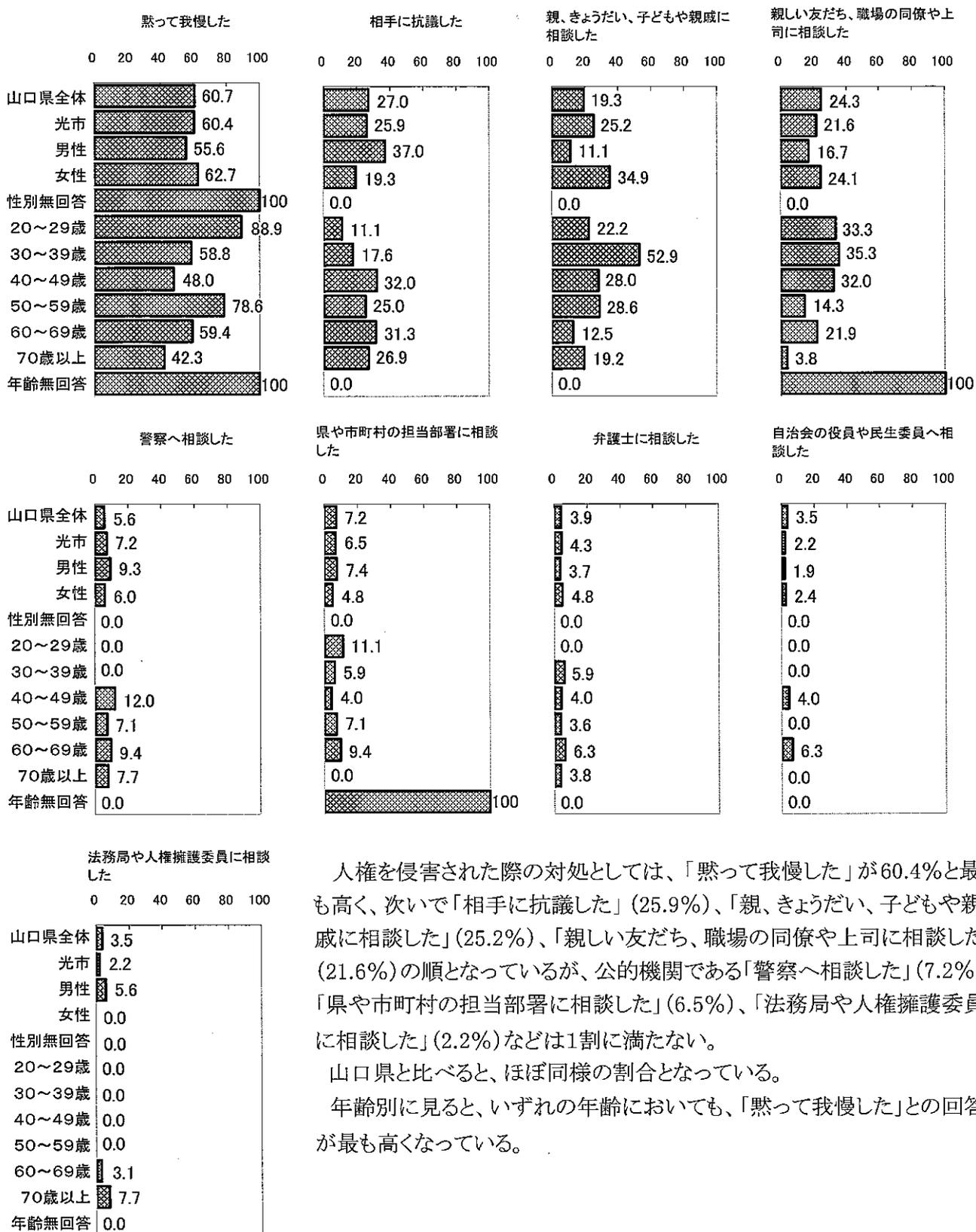
年齢別に見ると、「地域や職場等での仲間はずれ (他人からの悪口、陰口など)」では、40~49歳で40.0%、20~29歳(44.4%)、60~69歳(43.8%)では4割を超えているのに対し、30~39歳では29.4%と3割に満たない。なお、最も低い70歳以上では7.7%となっている。

## (9) 人権を侵害された際の対処法

【問4で「1ある」を選んだ人のみ回答】

問4-2(2) そのとき、あなたはこうされましたか。(✓はいくつでも)

図4-2-2-1 人権を侵害された際の対処法(性・年齢別) ※上位9項目



人権を侵害された際の対処としては、「黙って我慢した」が60.4%と最も高く、次いで「相手に抗議した」(25.9%)、「親、きょうだい、子どもや親戚に相談した」(25.2%)、「親しい友だち、職場の同僚や上司に相談した」(21.6%)の順となっているが、公的機関である「警察へ相談した」(7.2%)、「県や市町村の担当部署に相談した」(6.5%)、「法務局や人権擁護委員に相談した」(2.2%)などは1割に満たない。

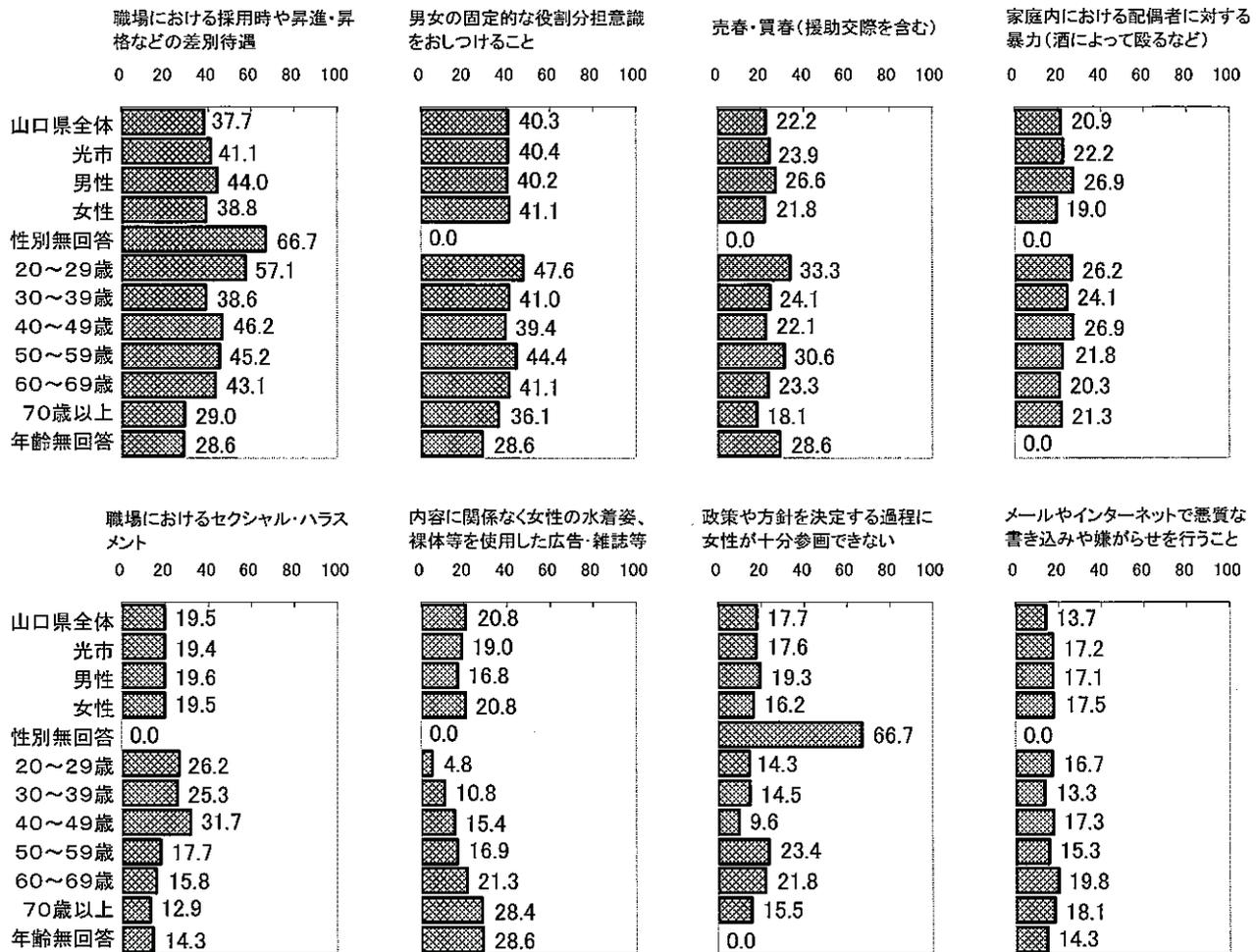
山口県と比べると、ほぼ同様の割合となっている。

年齢別に見ると、いずれの年齢においても、「黙って我慢した」との回答が最も高くなっている。

## 2 女性の人権について

問5 あなたは、女性に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

図5-1 女性に関する人権上の問題点(性・年齢別) ※上位8項目



女性に関する人権上の問題点については、「職場における採用時や昇進・昇格などの差別待遇」が41.1%と最も高く、次いで「男女の固定的な役割分担意識をおしつけること」(40.4%)、「売春・買春(援助交際を含む)」(23.9%)、「家庭内における配偶者に対する暴力(酒によって殴るなど)」(22.2%)の順になっている。

山口県と比べると、ほぼ同様の割合となっている。

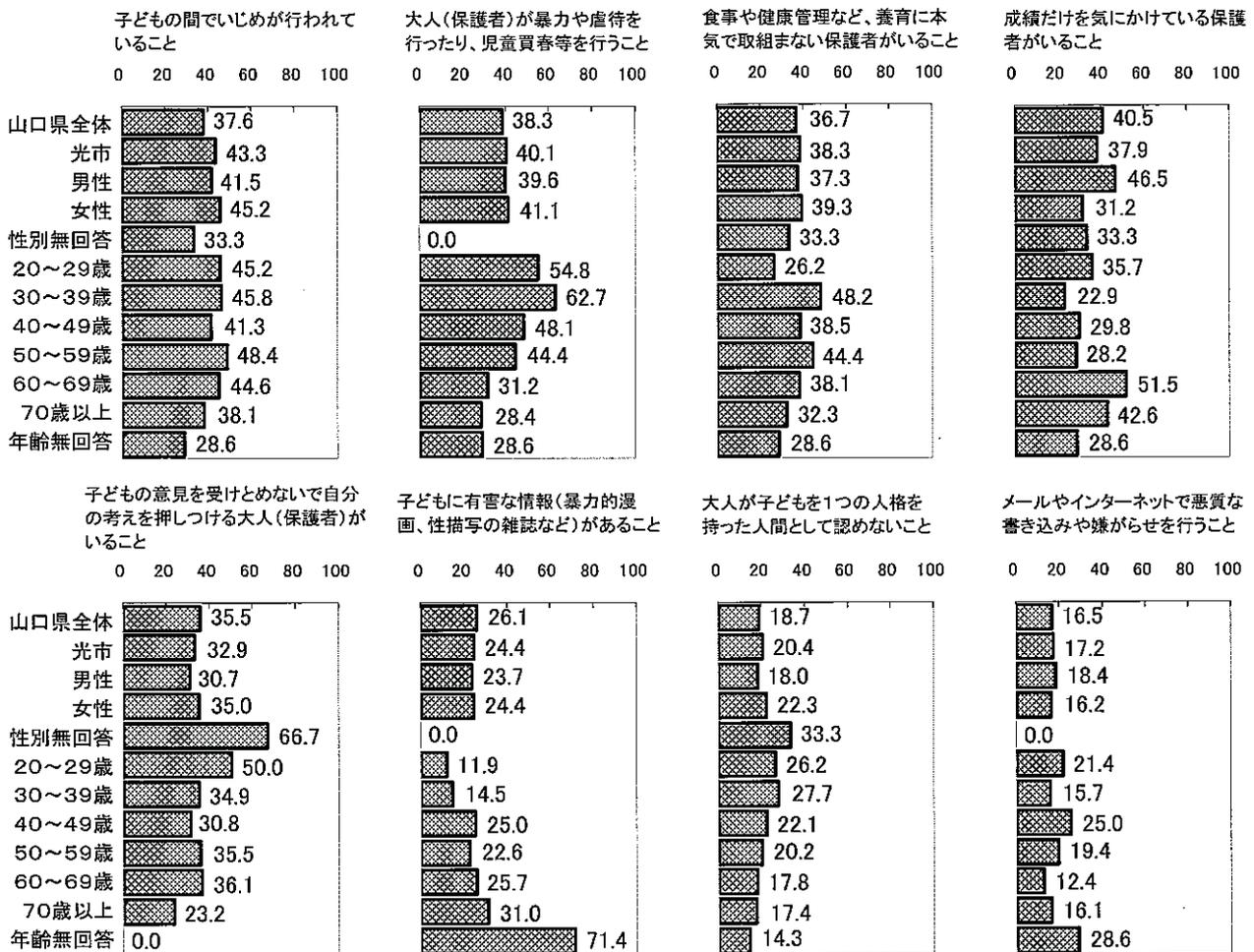
年齢別に見ると、「職場における採用時や昇進・昇格などの差別待遇」では、20~29歳(57.1%)の割合が最も高く、40歳~69歳までの年齢層においても4割を超える高い割合となっている。

また「男女の固定的な役割分担意識をおしつけること」においても、20~29歳(47.6%)、30~39歳(41.0%)、50~59歳(44.4%)、60~69歳(41.1%)で4割を超えており、次いで「売春・買春(援助交際を含む)」では、20~29歳で33.3%、50~59歳で30.6%と3割を超えている。

### 3 子どもの人権について

問6 あなたは、子どもに関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

図6-1 子どもに関する人権上の問題点(性・年齢別) ※上位8項目



子どもに関する人権上の問題点については、「子どもの間でいじめが行われていること」が43.3%と最も高く、次いで「大人(保護者)が暴力や虐待を行ったり、児童買春等を行うこと」(40.1%)、「食事や健康管理など、養育に本気で取組まない保護者がいること」(38.3%)、「成績だけを気にしている保護者がいること」(37.9%)の順となっている。

山口県と比べると、最も多い回答が、山口県では「成績だけを気にしている保護者がいること」(40.5%)となっているが、本市では「子どもの間でいじめが行われていること」(43.3%)となっているものの、ほぼ同様の回答となっている。

年齢別に見ると、「子どもの間でいじめが行われていること」では70歳以上をのぞくすべての年齢層で4割を超える高い割合となっている。

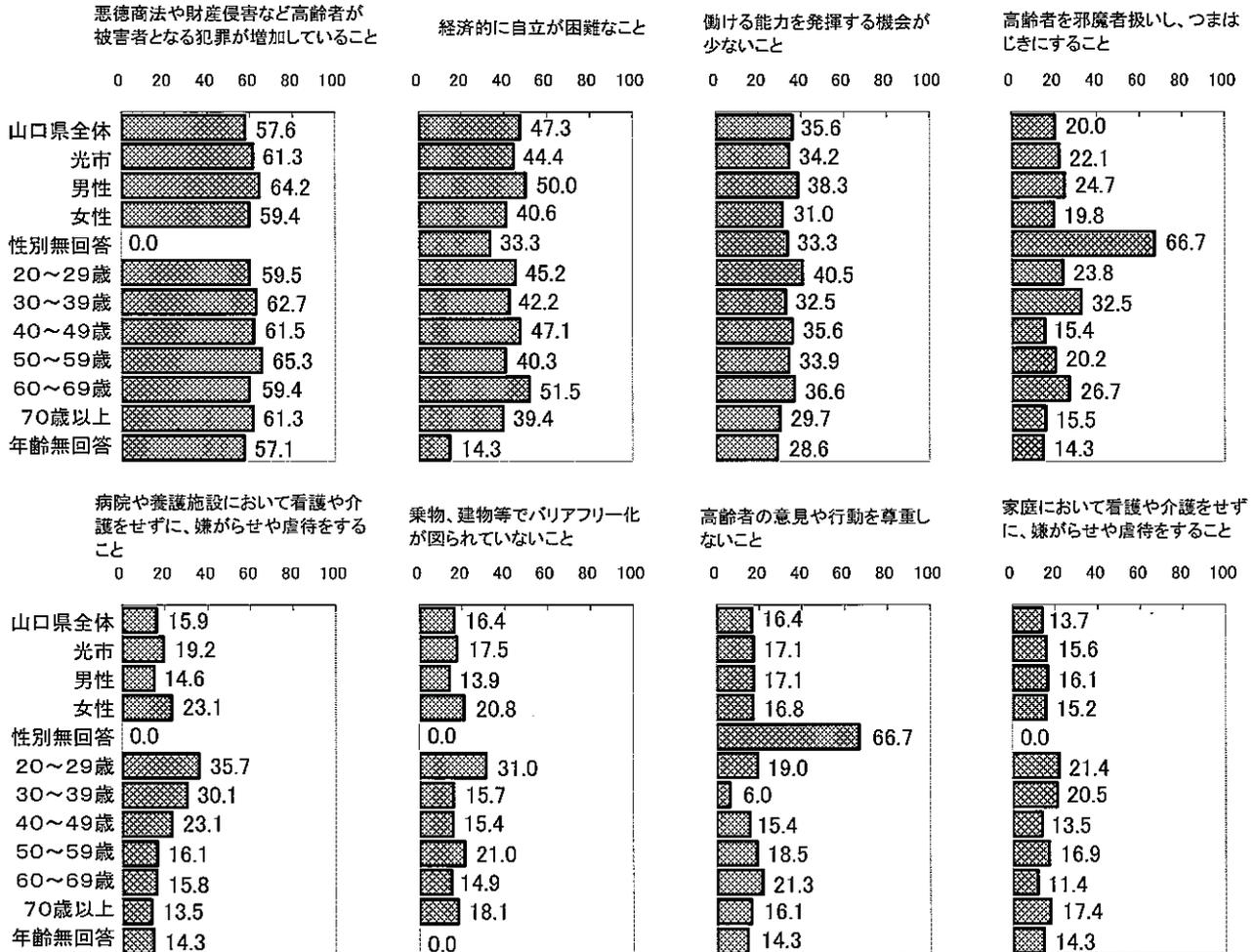
「大人(保護者)が暴力や虐待を行ったり、児童買春等を行うこと」では20~29歳で54.8%、30~39歳では62.7%と高くなっている。

また、「成績だけを気にしている保護者がいること」では60~69歳が51.5%と高い割合となっている。

## 4 高齢者の人権について

問7 あなたは、高齢者に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

図7-1 高齢者に関する人権上の問題点(性・年齢別) ※上位8項目



高齢者に関する人権上の問題点については、「悪徳商法や財産侵害など高齢者が被害者となる犯罪が増加していること」(61.3%)が6割を超えており、次いで「経済的に自立が困難なこと」(44.4%)、「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」(34.2%)の順で、いずれも高い割合となっている。

山口県と比べると、すべての項目において大きな差は見られない。

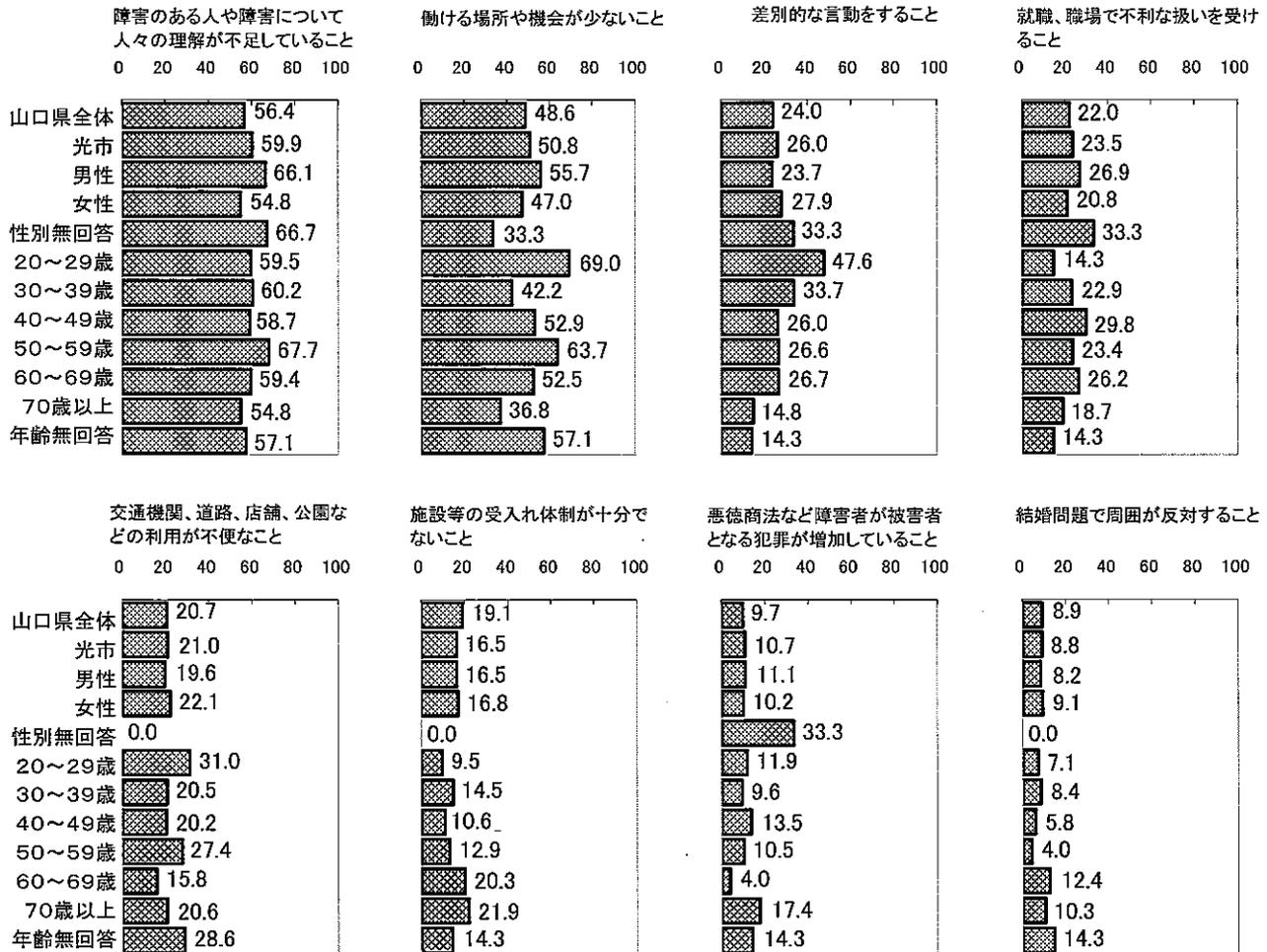
年齢別に見ると、いずれの年齢においても「悪徳商法や財産侵害など高齢者が被害者となる犯罪が増加していること」との回答が6割前後と高くなっている。

また、「経済的に自立が困難なこと」においても、すべての年齢で4割前後の回答があり、60~69歳では51.5%と高くなっている。

## 5 障害のある人の人権について

問8 あなたは、障害のある人に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

図8-1 障害のある人に関する人権上の問題点(性・年齢別) ※上位8項目



障害のある人に関する人権上の問題点については、「障害のある人や障害について人々の理解が不足していること」が59.9%と最も高く、次いで「働ける場所や機会が少ないこと」(50.8%)の順となっている。また、「差別的な言動をすること」「就職・職場で不利な扱いを受けること」「交通機関、道路、店舗、公園などの利用が不便なこと」が2割を超える回答となっており、山口県と比べて大きな差は見られない。

年齢別に見ると、「障害のある人や障害について人々の理解が不足していること」では、すべての年齢層で6割前後となっており、50~59歳で67.7%と最も高くなっている。

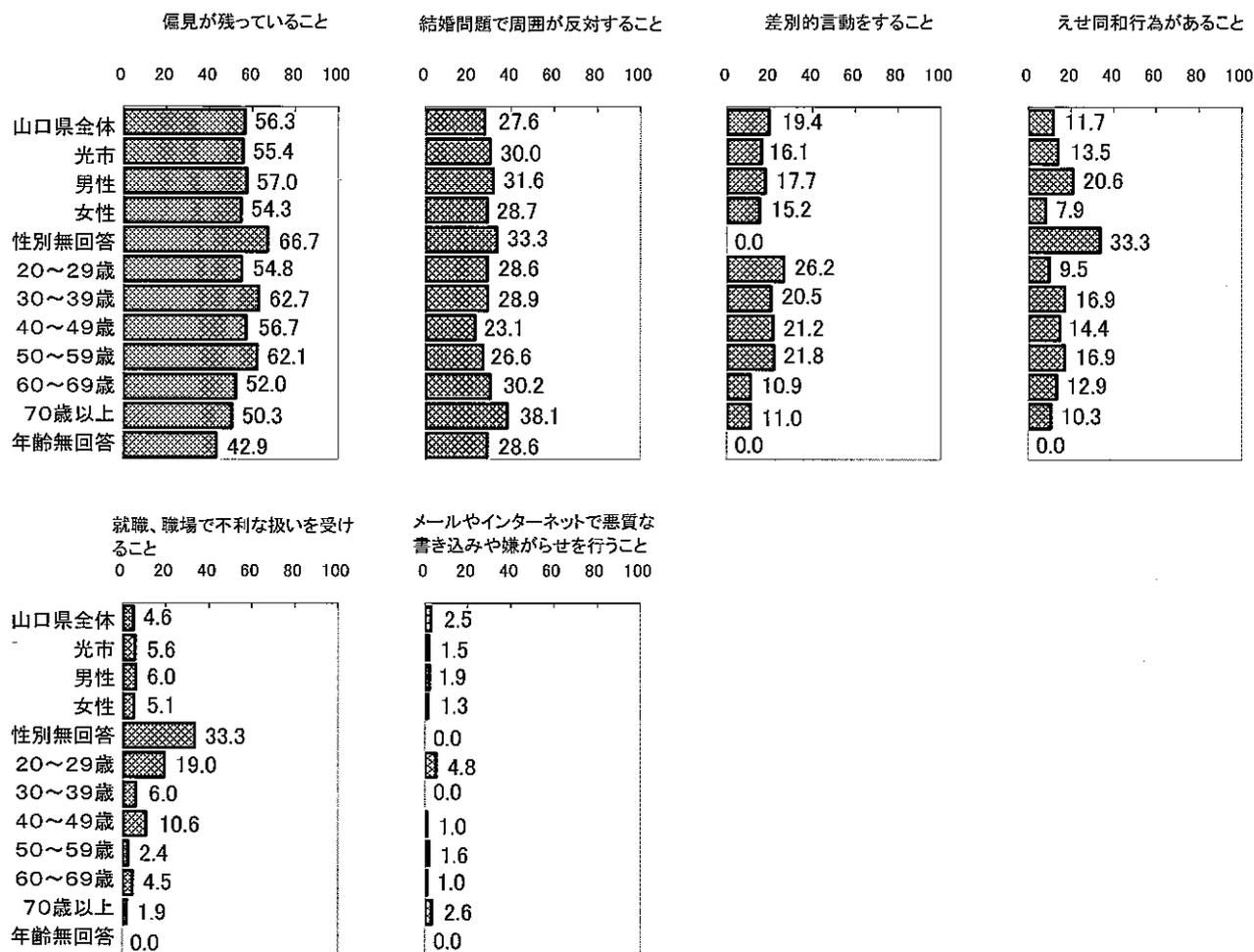
「働ける場所や機会が少ないこと」では、20~29歳が69.0%、50~59歳が63.7%と高い割合となっている。

## 6 同和問題について

### (1) 同和問題に関する人権上の問題点

問9 山口県では、県民一人ひとりが同和問題に対する正しい理解を深め、主体的に取り組むことができるよう、人権尊重の視点に立った教育・啓発活動を推進していますが、あなたは、同和問題の解決に関して、現在、どのような問題があると思われますか。（✓は2つまで）

図9-1 同和問題に関する人権上の問題点(性・年齢別) ※上位6項目



同和問題に関する人権上の問題点については、「偏見が残っていること」が55.4%で最も高く、次いで「結婚問題で周囲が反対すること」が30.0%、「差別的言動をすること」が16.1%となっている。

山口県と比べると、すべての項目において大きな差は見られない。

性別に見ると、「えせ同和行為があること」が、男性20.6%、女性7.9%と男性のほうが高くなっている。

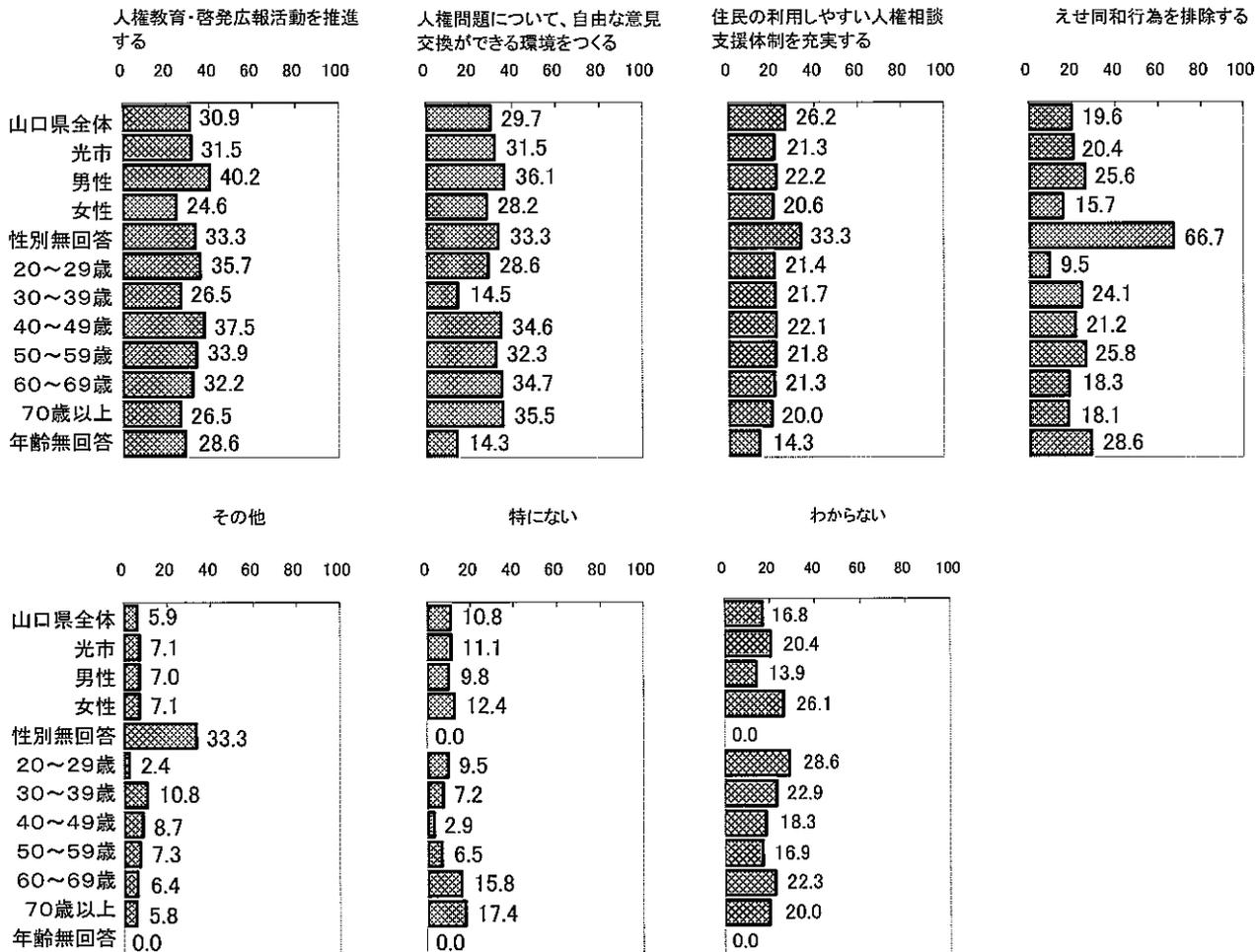
年齢別に見ると、いずれの年齢層においても「偏見が残っていること」が最も高い割合となっており、30代と50代の年齢層では6割を超えている。

「結婚問題で周囲が反対すること」では、70歳以上（38.1%）、60~69歳（30.2%）が3割を超え、他の年齢層より高くなっている。

(2) 同和問題の解決に必要なこと

問10 あなたは、同和問題の解決に必要なことはどのようなことだと思いますか。  
(✓は2つまで)

図10-1 同和問題の解決に必要なこと(性・年齢別)



同和問題の解決に必要なことについては、「人権教育・啓発広報活動を推進する」「人権問題について、自由な意見交換ができる環境をつくる」がいずれも3割を超えており、次いで「住民の利用しやすい人権相談支援体制を充実する」や「えせ同和行為を排除する」が、ともに2割を超えており、山口県と比べ大きな差は見られない。

性別に見ると、上位4項目では、いずれも男性のほうが高くなっている。

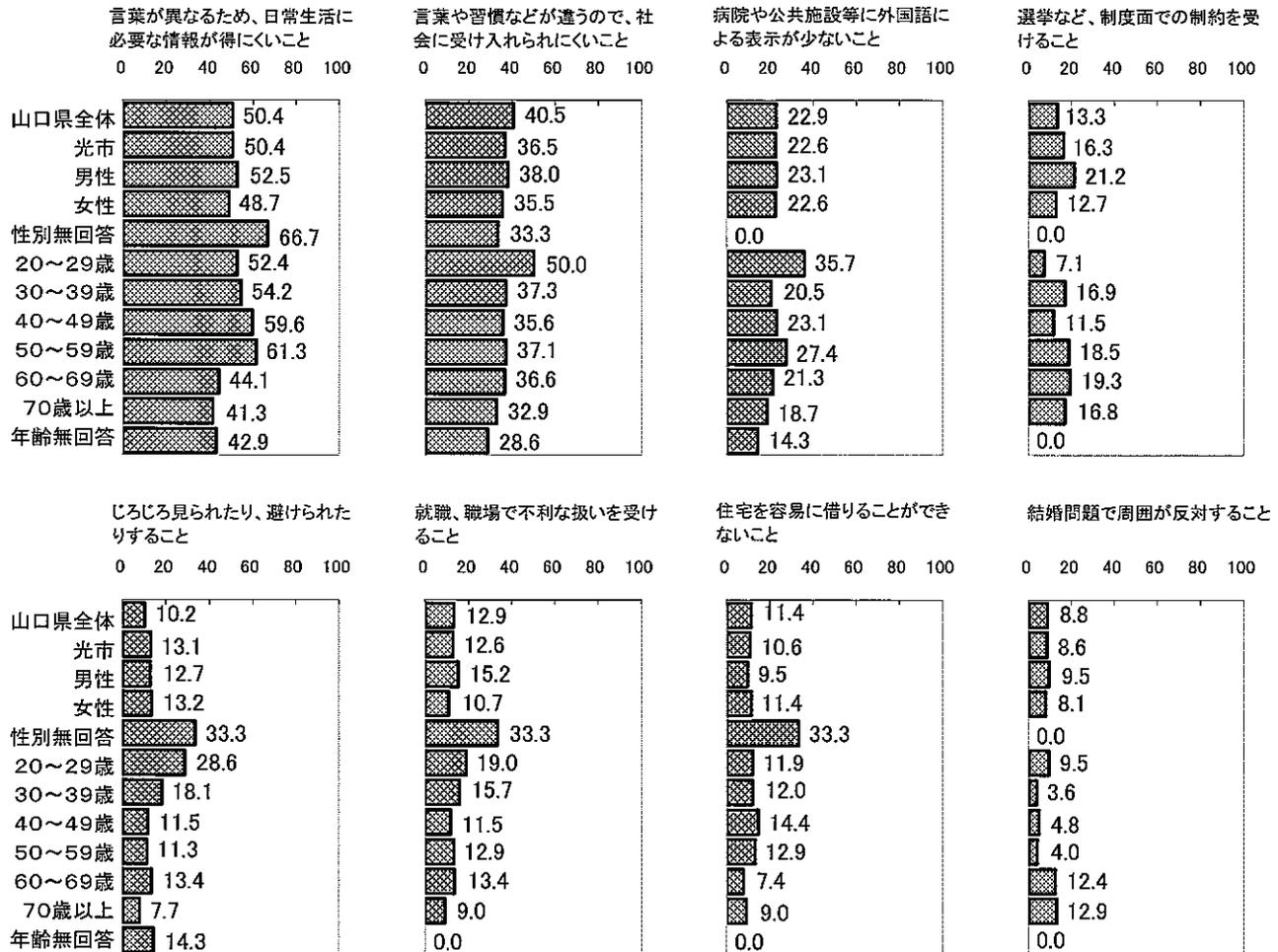
年齢別に見ると、「人権教育・啓発広報活動を推進する」では、30代と70歳以上を除くすべての年齢層で3割を超えている。

「人権問題について、自由な意見交換ができる環境をつくる」では、40代以上のすべての年齢層で3割を超えている。

## 7 外国人の人権について

問11 あなたは、外国人に関することから、問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

図11-1 外国人に関する人権上の問題点(性・年齢別) ※上位8項目



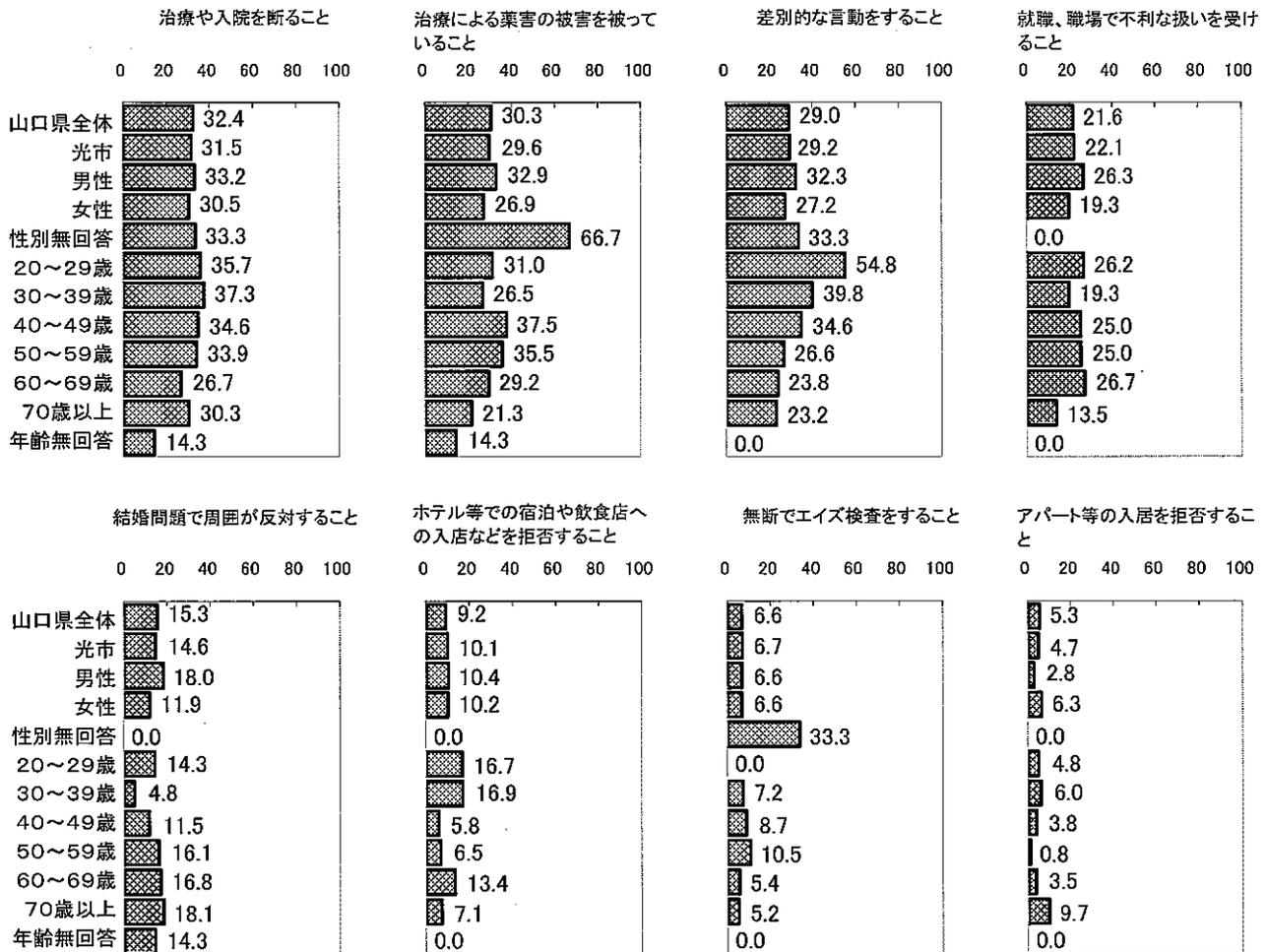
外国人に関する人権上の問題点について、「言葉が異なるため、日常生活に必要な情報が得にくいこと」が5割を超え、次いで「言葉や習慣などが違うので、社会に受け入れられにくいこと」(36.5%)の順となっており、山口県と比べ大きな差は見られない。

年齢別に見ると、「言葉が異なるため、日常生活に必要な情報が得にくいこと」では、20歳代から50歳代までの年齢層で5割を超えている。「言葉や習慣などが違うので、社会に受け入れられにくいこと」「病院や公共施設等に外国語による表示が少ないこと」では、いずれも20代の年齢層で高い割合となっている。

## 8 感染症患者等(HIV感染者・患者等)の人権について

問12 あなたは、感染症患者等（HIV感染症・患者等）についてのことがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。（✓は3つまで）

図12-1 感染症患者等に関する人権上の問題点(性・年齢別) ※上位8項目



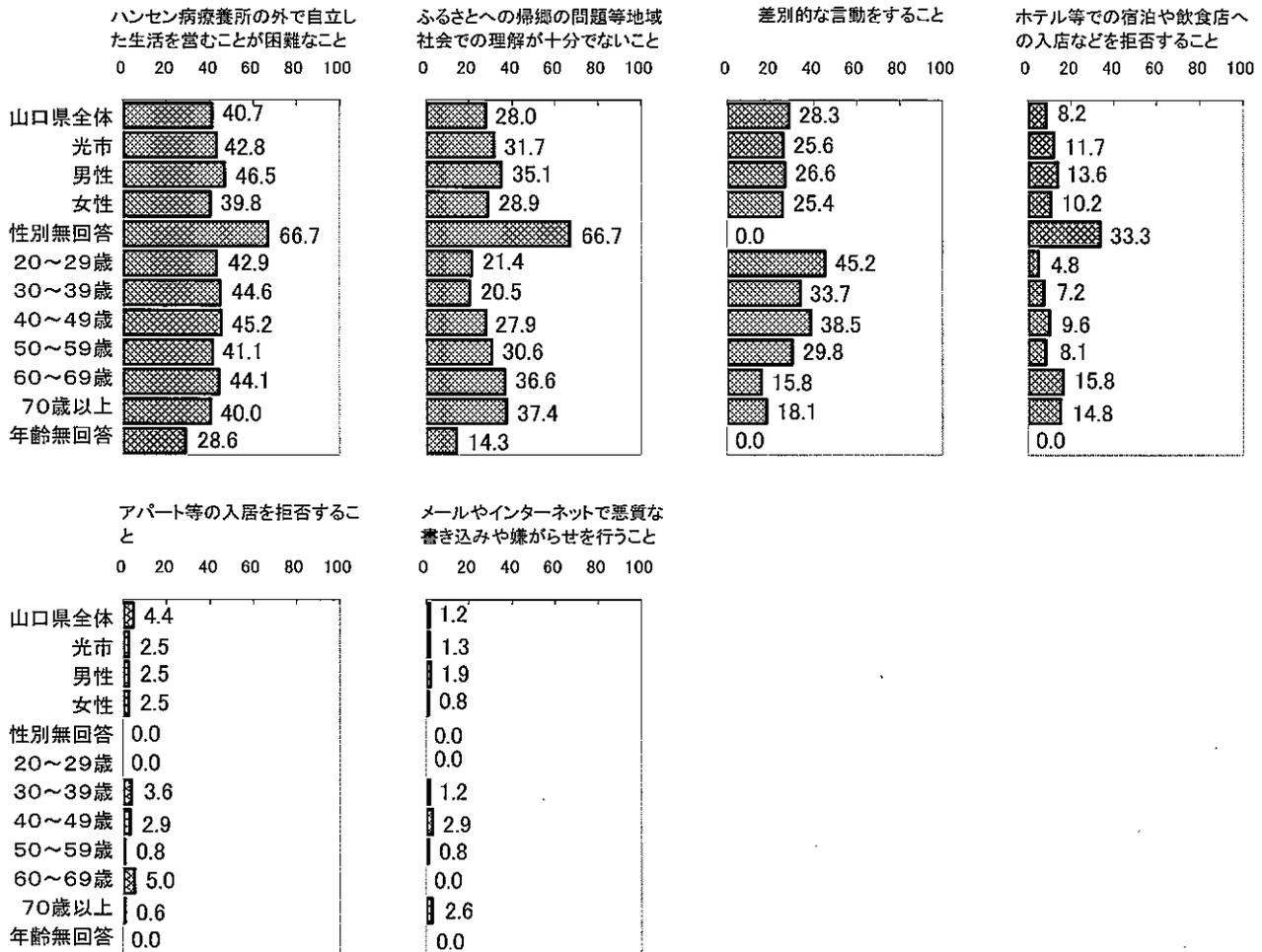
感染症患者等に関する人権上の問題点については、「治療や入院を断ること」、「治療による薬害の被害を被っていること」、「差別的な言動をすること」が3割前後となっており、次いで「就職・職場で不利な扱いを受けること」（22.1%）、「結婚問題で周囲が反対すること」（14.6%）の順となっており、山口県と比べ大きな差は見られない。

年齢別に見ると、いずれの年齢においても、「治療や入院を断ること」、「治療による薬害の被害を被っていること」、「差別的な言動をすること」が上位項目となっている。また、「治療による薬害の被害を被っていること」では、40～49歳（37.5%）、50～59歳（35.5%）の年齢層が高く、「差別的な言動をすること」では20代から40代までの年齢層で高い割合となっている。

## 9 ハンセン病問題(ハンセン病患者・元患者等)について

問13 あなたは、ハンセン病問題（ハンセン病患者・元患者とその家族）についてのことがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。  
(✓は2つまで)

図13-1 ハンセン病問題に関する人権上の問題点(性・年齢別) ※上位6項目



ハンセン病問題に関する人権上の問題点については、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むことが困難なこと」と回答した人が最も高く4割を超えており、次いで「ふるさとへの帰郷の問題等、地域社会での理解が十分でないこと」（31.7%）、「差別的な言動をすること」（25.6%）となっている。

山口県と比べると、上位2項目目「ふるさとへの帰郷の問題等、地域社会での理解が十分でないこと」と、3項目目「差別的な言動をすること」で、本市の回答率との入れ替わりが見られる。

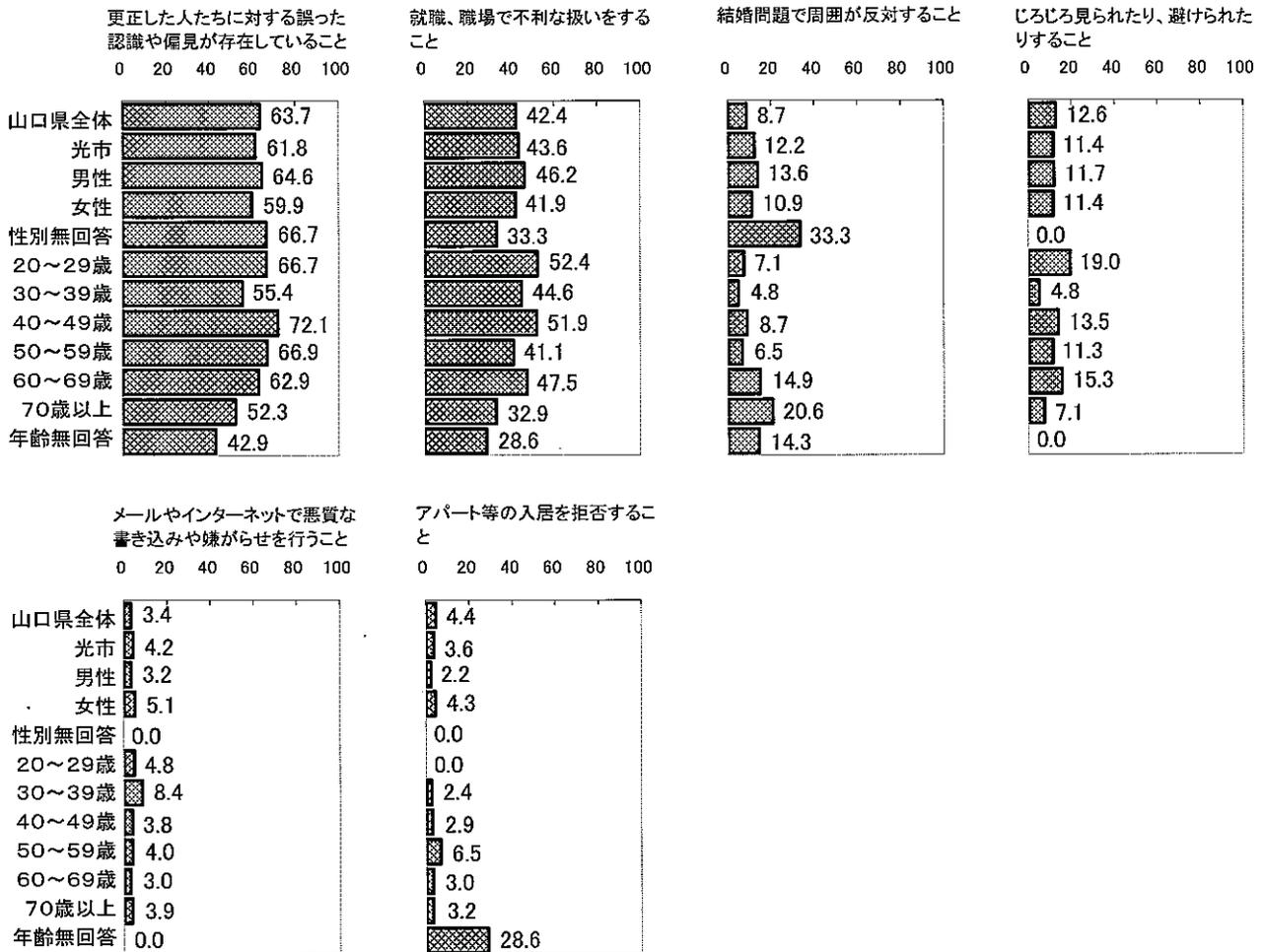
年齢別に見ると、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むことが困難なこと」では、すべての年齢層で4割以上と高くなっている。

## 10 罪や非行を犯した人の人権について

問14 あなたは、罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会の一員として立ち直ろうとする場合、どのような問題があると思われますか。（✓は2つまで）

図14-1 罪や非行を犯した人が立ち直ろうとする場合の人権上の問題点(性・年齢別)

※上位6項目



罪や非行を犯した人が立ち直ろうとする場合の人権上の問題点については、「更正した人々に対する誤った認識や偏見が存在していること」が6割を超える高い割合を示しており、次いで「就職・職場で不利な扱いをすること」も4割を超えているが、山口県と比べ大きな差は見られない。

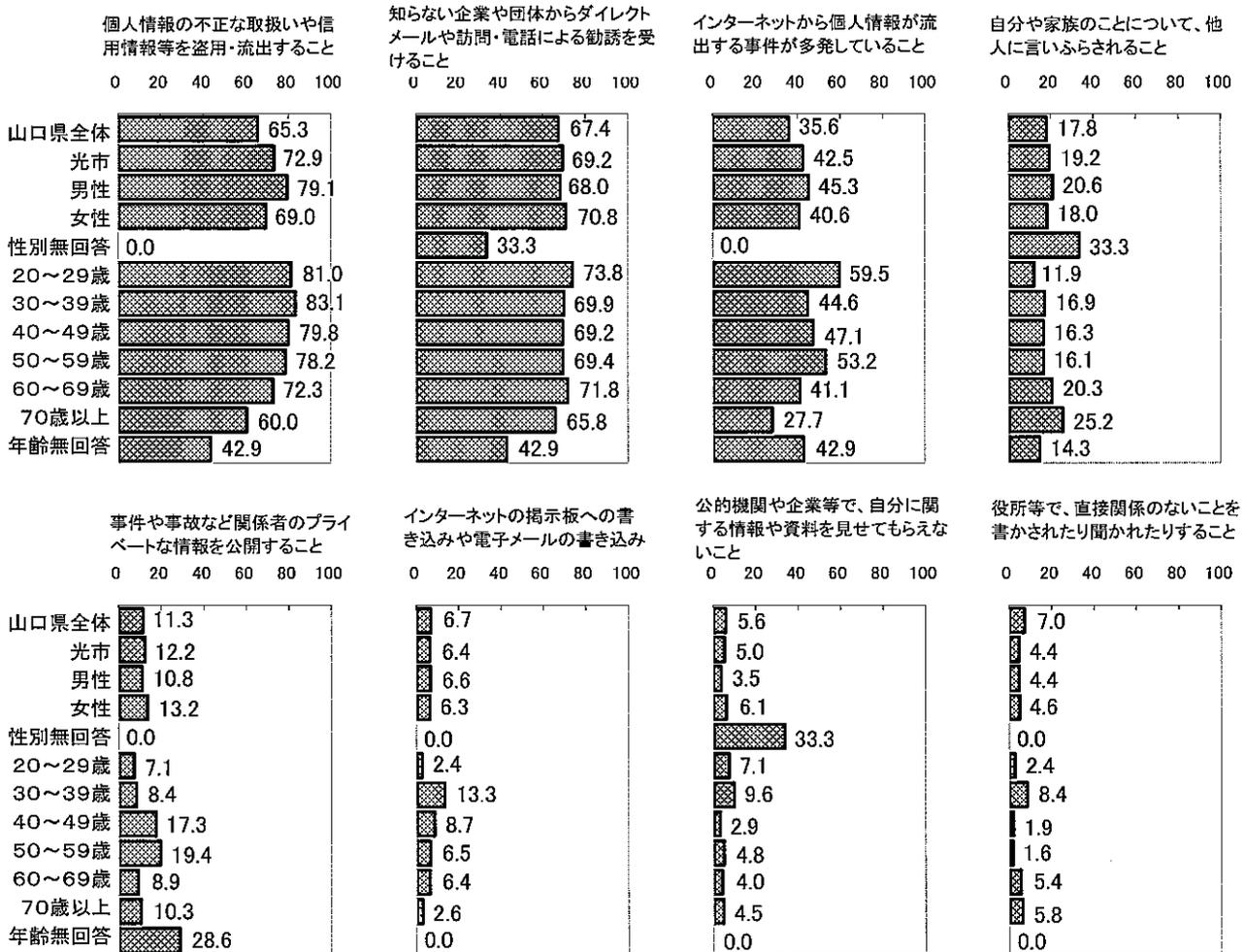
年齢別に見ると、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」20~29歳（19.0%）で他の年齢層より高くなっている。

# 11 その他の人権について

## (1) プライバシーの保護に関する人権上の問題点

問 15 あなたは、プライバシーの保護に関することから、問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

図15-1 プライバシーの保護に関する人権上の問題点(性・年齢別) ※上位8項目



プライバシーの保護に関する人権上の問題点については、「個人情報の不正な取扱いや信用情報等を盗用・流出すること」と回答した人の割合が72.9%と最も高く、次いで「知らない企業や団体からダイレクトメールや訪問・電話による勧誘を受けること」(69.2%)、「インターネットから個人情報が流出する事件が多発していること」(42.5%)の順になっている。

山口県と比べると、「個人情報の不正な取扱いや信用情報等を盗用・流出すること」と「インターネットから個人情報が流出する事件が多発していること」と回答した人の割合が、本市のほうが7ポイント程度高くなっている。

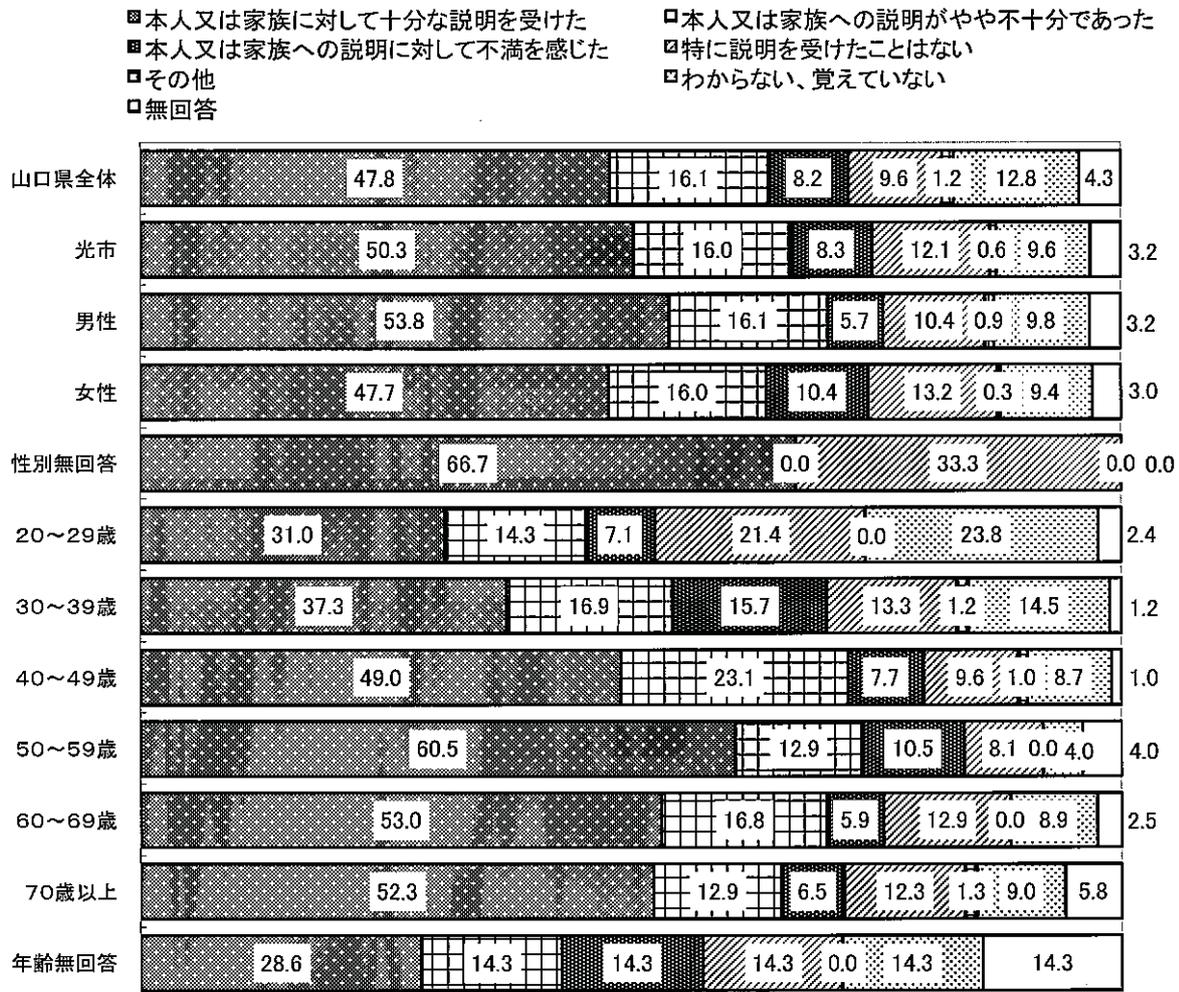
性別に見ると、「個人情報の不正な取扱いや信用情報等を盗用・流出すること」では、男性が79.1%、女性が69.0%と、男性のほうが10ポイント程度高くなっている。

年齢別に見ると、いずれの年齢においても「個人情報の不正な取扱いや信用情報等を盗用・流出すること」、「知らない企業や団体からダイレクトメールや訪問・電話による勧誘を受けること」の回答が高くなっているが、70歳以上の年齢層では他の年齢に比べて低い割合となっている。

(2) インフォームド・コンセントに関する医療機関の対応

問16 「インフォームド・コンセント」(治療の目的や内容を納得できるように患者に説明し、了承を得て治療をすること。)が患者の権利として重視されていますが、あなたがこれまでに受けた医療機関の対応は、次のうちどれに近いですか。(✓は1つまで)

図16-1 インフォームド・コンセントに関する医療機関の対応(性・年齢別)



インフォームド・コンセントに関する医療機関の対応については、「本人又は家族に対して十分な説明を受けた」との回答が5割程度ある反面、「本人又は家族への説明がやや不十分であった」「本人又は家族への説明に対して不満を感じた」「特に説明を受けたことはない」を合わせた割合は、36.4%となっているが、山口県と比べ大きな差は見られない。

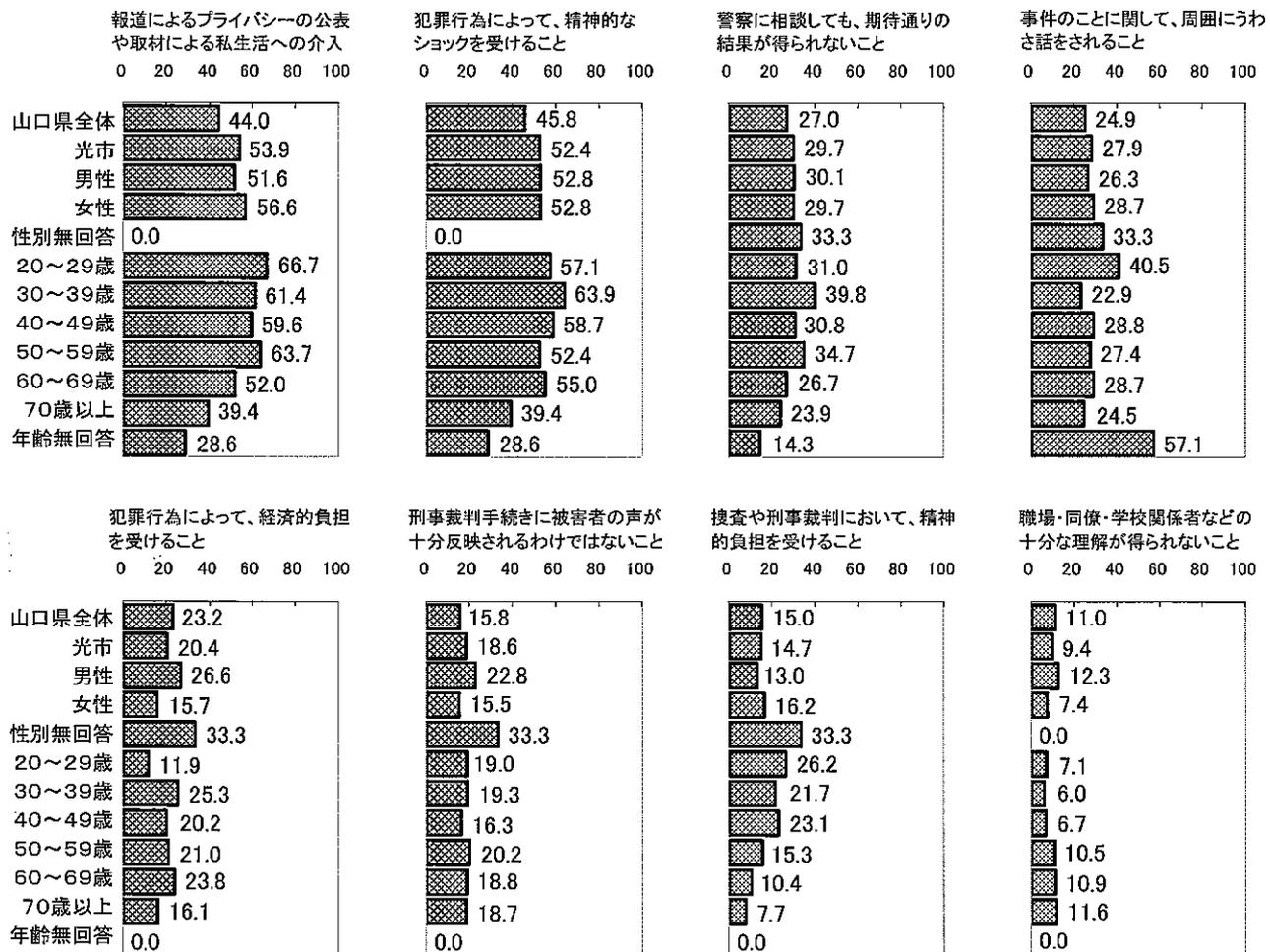
年齢別に見ると、「本人又は家族に対して十分な説明を受けた」との回答が、50代以上の年齢層では5割を超えている。反対に、20代から30代の年齢層では、4割に満たない。

「本人又は家族への説明がやや不十分であった」では、40~49歳(23.1%)で2割を超えている。

### (3) 犯罪被害者に関する人権上の問題点

問17 あなたは、犯罪被害者についてのことがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

図17-1 犯罪被害者に関する人権上の問題点(性・年齢別) ※上位8項目



犯罪被害者に関する人権上の問題点については、「報道によるプライバシーの公表や取材による私生活への介入」及び「犯罪行為によって、精神的なショックを受けること」が、ともに5割を超える高い割合となっており、次いで「警察に相談しても期待通りの結果が得られないこと」(29.7%)、「事件のことにに関して、周囲にうわさ話をされること」(27.9%)が3割近い回答となっている。

山口県と比べると、山口県で上位2番目の「報道によるプライバシーの公表や取材による私生活への介入」(44.0%)が、本市で最も高い53.9%と、10ポイント程度高くなっている。また、山口県で最も多い回答となっている「犯罪行為によって、精神的なショックを受けること」(45.8%)が、本市では2番目の回答となっているが、回答者の割合は52.4%で、山口県より7ポイント程度高くなっている。

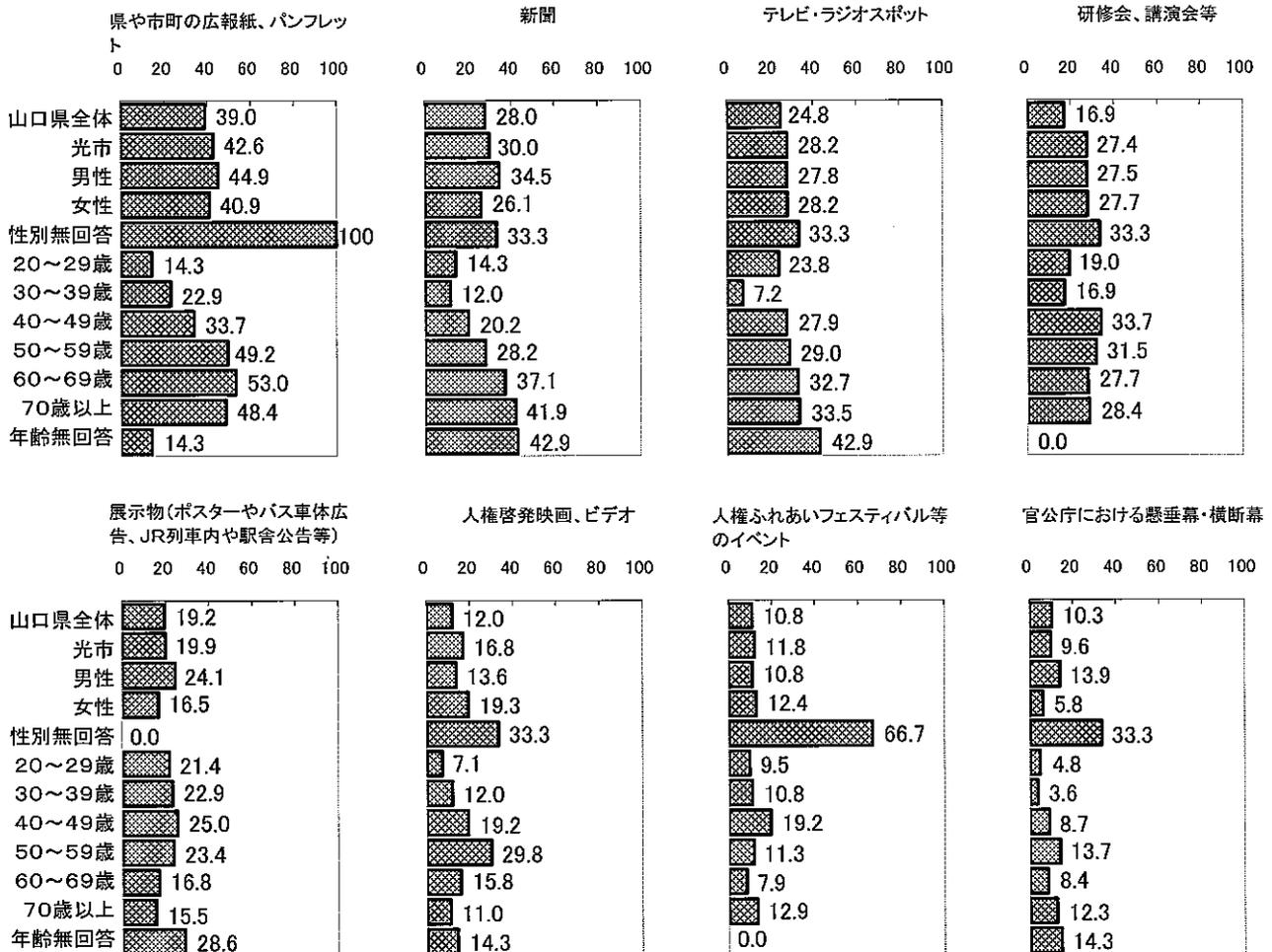
年齢別に見ると、「報道によるプライバシーの公表や取材による私生活への介入」では、20~50代の年齢層で6割前後となっており、「犯罪行為によって、精神的なショックを受けること」においても20~40代の年齢層で6割前後となっている。

## 12 人権教育・啓発の取組

### (1) 啓発活動への接触度

問18 山口県では、「山口県人権推進指針」に基づき、人権に関する施策を総合的に推進していますが、あなたは、これまでに県又は市町が実施した次のような行事（イベント・研修会等）に参加したり、人権問題に関連した記事等を見たり読んだりした経験がありますか。（✓はいくつでも）

図18-1 啓発活動への接触度(性・年齢別) ※上位8項目



啓発活動への接触度については、「県や市町の広報紙、パンフレット」が42.6%と最も高く、次いで「新聞」（30.0%）、「テレビ・ラジオスポット」（28.2%）、「研修会・講習会等」（27.4%）の順となっている。

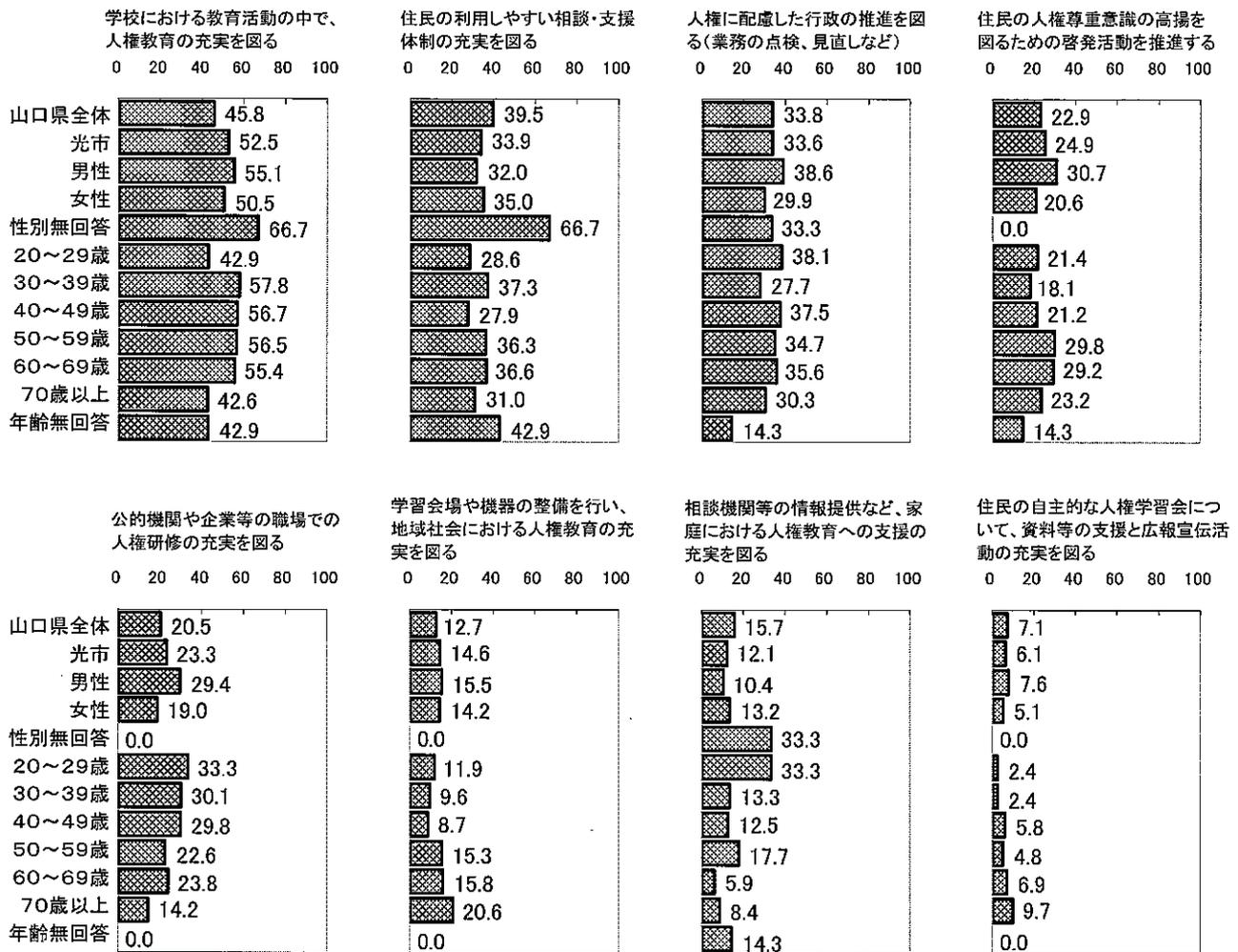
山口県と比べると、回答した人の割合が、啓発活動の10項目中の7項目で本市の方が高く、「研修会・講習会等」では、山口県16.9%、本市27.4%と10ポイント以上本市の方が高くなっている。

年齢別に見ると、「県や市町の広報紙、パンフレット」や「新聞」では、年齢層が高くなるほど回答した人の割合が高い傾向が見える。

## (2) 人権に関する取組の今後の条件整備

問19 あなたは、今後、人権に関する取組として、どのような条件整備に力を入れていけばよいと思われますか。(✓は3つまで)

図19-1 人権に関する取組の今後の条件整備(性・年齢別) ※上位8項目



人権に関する取組の今後の条件整備については、「学校における教育活動の中で、人権教育の充実を図る」が52.5%と最も高く、次いで「住民の利用しやすい相談・支援体制の充実を図る」(33.9%)、「人権に配慮した行政の推進を図る(業務の点検、見直しなど)」(33.6%)の順となっている。

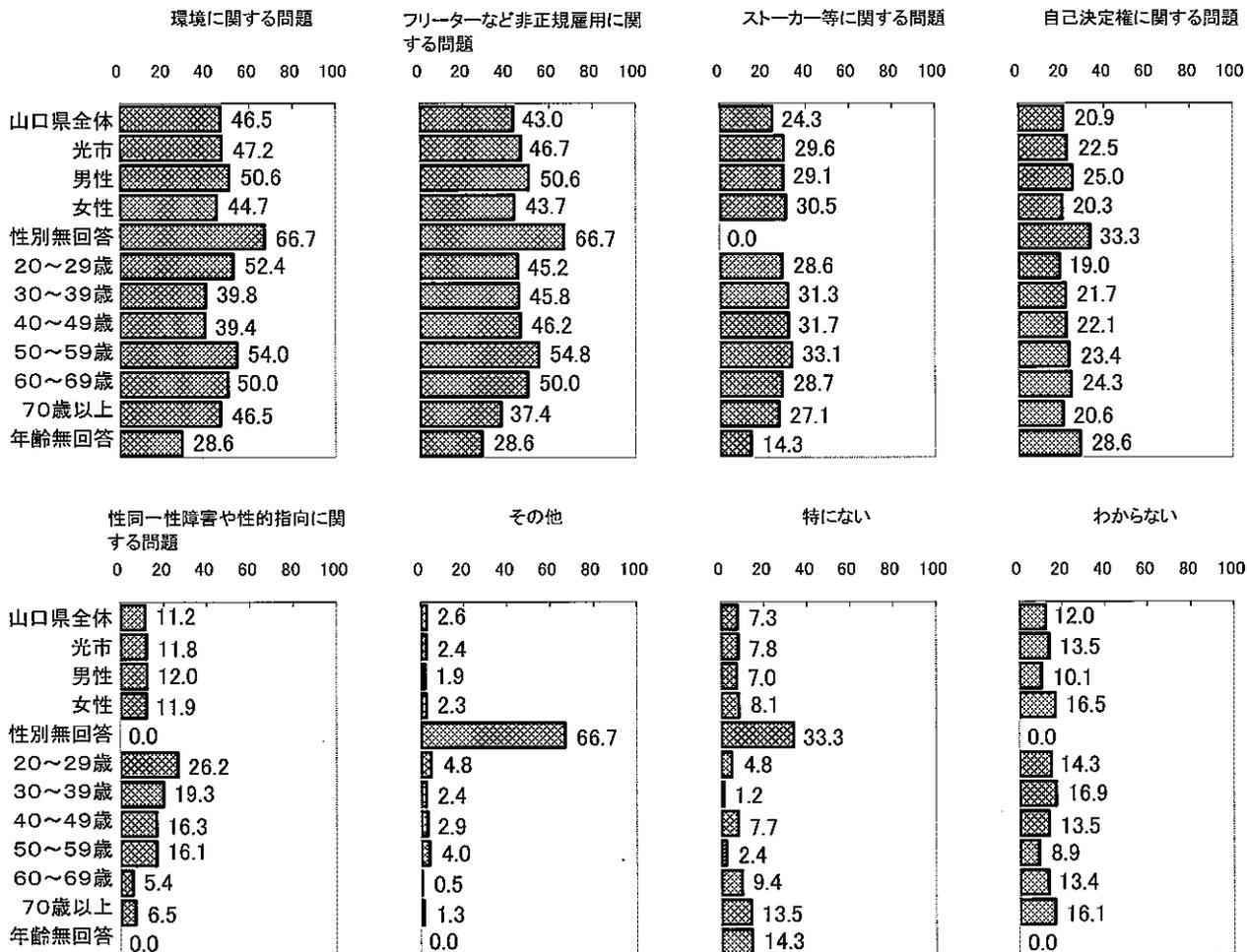
山口県と比べると、「学校における教育活動の中で、人権教育の充実を図る」では、山口県45.8%、本市52.5%と、本市の方が高く、「住民の利用しやすい相談・支援体制の充実を図る」では、山口県39.5%、本市33.9%と、山口県のほうが高くなっている。

年齢別に見ると、いずれの年齢においても「学校における教育活動の中で、人権教育の充実を図る」との回答が最も高く、30代~60代までの年齢層では5割を超えている。

(3) 今後、山口県人権推進指針に盛り込むべき人権課題

問20 あなたは、人権に関わる課題として、今後、「山口県人権推進指針」にどのような問題を盛り込む必要があると思われますか。(✓はいくつでも)

図20-1 今後、山口県人権推進指針に盛り込むべき人権課題(性・年齢別)



今後、山口県人権推進指針に盛り込むべき人権課題については、「環境に関する問題」が47.2%と最も高く、次いで「フリーターなど非正規雇用に関する問題」(46.7%)、「ストーカー等に関する問題」(29.6%)の順になっているが、山口県と比べ大きな差は見られない。

年齢別に見ると、「環境に関する問題」では、20代・50代・60代の年齢層で5割を超えている。

「性同一性障害や性的指向に関する問題」では、20~29歳の年齢層が26.2%と最も高く、年齢が高くなるにつれて回答した人の割合が低くなっている。

## 指針策定までの経過

区 分	開催日等	内 容
平成 16 年度 第 1 回隣保館運 営等審議会	H16.11.26	○会長及び副会長の選任について ○市長から審議会に「同和行政の総括」について諮問
平成 16 年度 第 2 回審議会	H17. 1 .14	○「同和行政の総括」について ○答申（案）について
平成 16 年度 第 3 回審議会	H17. 2 . 1	○審議会から市長へ「同和行政の総括」について答申
人権教育推進協 議会の設置	H17.4.1	○人権教育の推進を図るため、公民館をはじめ学校、 社会教育関係団体、地域の代表等からなる組織
人権施策推進連 絡会議の設置	H17.10.1	○人権施策を総合的に推進するための全庁的な組織
人権施策推進審 議会の設置	H19.10.1	○人権施策の推進にあたり、市民、団体、事業者等と の協働による組織
平成 20 年度 第 1 回光市人権 施策推進審議会	H20. 4 .30	○会長及び副会長の選任について ○市長から審議会に「人権施策を総合的に推進するた めの基本方針」について諮問 ○行政説明 審議会設置に至るまでの経過報告等 ○人権に関する課題について、各委員から意見等の発 表
平成 20 年度 第 2 回審議会	H20. 7 .30	○分野別施策の現状と課題 ○諮問に対する答申の策定について
平成 20 年度 第 3 回審議会	H20.11.11	○基本方針（案）について 基本方針策定の背景、策定にあたって、基本的考え 方、人権施策の推進等について協議
人権に関する市 民意識調査の実 施	（調査期間） H20.11.14～ H20.12.5	○市内に居住する満 20 歳以上の男女 ○調査対象者数：1,500 人
平成 20 年度 第 4 回審議会	H21. 2 . 9	○基本方針（案）について 人権施策の推進について協議

平成21年度 第1回審議会	H21.5.27	○基本方針（案）について 人権施策の推進、基本方針の推進にあたって、について協議
平成21年度 第2回審議会	H21.8.28	○基本方針（案）について 基本方針の推進にあたって、について協議
平成21年度 第3回審議会	H21.12.24	○基本方針（案）について 「人権施策を総合的に推進するための基本方針」原案について協議
パブリックコメント	（募集期間） H22.1.25～ H22.2.23	案件名 ○人権施策を総合的に推進するための基本方針（案）に対する意見について
平成22年度 第1回審議会	H22.4.30	○会長及び副会長の選任について ○審議会から市長へ「人権施策を総合的に推進するための基本方針」について答申

## 光市人権施策推進審議会委員名簿

(五十音順)

氏 名	所 属 団 体 名 (職 名)	備 考
浅 原 久 雄	光市人権教育推進協議会 (公民館人権推進委員)	
有 田 慈	山口県周南健康福祉センター所長	平成 20 年 4 月 1 日～ 平成 22 年 3 月 31 日
李 萬 善	徳山大学非常勤講師	
石 川 國 夫	光市中心身障害児者団体連絡協議会	平成 20 年 4 月 1 日～ 平成 22 年 3 月 31 日
江 藤 千 恵 子	光市学校人権教育研究会	平成 20 年 4 月 1 日～ 平成 21 年 3 月 31 日
大 下 章 子	周防中保護区保護司会光支部	
萱 原 文 男	新日鐵住金ステンレス株式会社製造本部光製造所	
木 村 和 美	光市地域活動 (母親クラブ) 連絡協議会	
國 武 君 江	元光市男女共同参画懇話会	
輿 石 卓 磨	武田薬品工業株式会社光工場	平成 20 年 4 月 1 日～ 平成 21 年 3 月 31 日
木 本 育 夫	光市学校人権教育研究会	
鈴 木 淳 子	光市学校人権教育研究会	平成 21 年 4 月 1 日～ 平成 22 年 3 月 31 日
竹 谷 良 夫	司法書士	会長
田 原 秀 夫	武田薬品工業株式会社光工場	
豊 嶋 美 貴 子	(公募委員)	
西 村 恵 子	光市民生委員・児童委員協議会	副会長
松 本 年 正	(公募委員)	
宮 崎 盈 行	光市中心身障害児者団体連絡協議会	
宮 本 久 江	人権擁護委員	平成 20 年 4 月 1 日～ 平成 22 年 3 月 31 日
柳 邦 治	山口県周南健康福祉センター所長	
山 縣 勇	山口県地域人権運動連合会光支部	
山 下 悦 子	光市認知症を支える会 (福寿草の会光)	
山 根 政 子	人権擁護委員	
吉 富 倭 子	全日本同和会山口県連合会光支部	

# 光市人権施策推進審議会条例

平成19年9月28日  
条例第54号

(設置)

第1条 市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向け、幅広い人権課題に対応する施策について審議するため、光市人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

- (1) 人権教育及び人権啓発の基本施策に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、人権施策の推進に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体代表者
- (3) 市民
- (4) 事業所の代表者
- (5) 教育関係者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の設置)

第7条 必要があるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会の会議は、会長が招集する。

4 部会の会議の議長は、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

5 前条第3項及び第4項の規定は、部会の会議に準用する。

(関係者の出席)

第8条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の審議を補助する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、市民部人権推進課において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行後、審議会の最初の会議は、市長が招集する。

## 用語解説

### あ行

- ・インフォームド・コンセント（18 ページ）  
診療の目的や内容を納得できるように患者に説明し、了承を得て治療すること。
- ・エイズ（17 ページ）  
ヒト免疫不全ウイルス（HIV）によっておこる病気。このウイルスに感染し、全身の免疫機能が破壊されると、病原体への抵抗力がなくなる。

### か行

- ・グローバル化（8 ページ）  
国や地域などの境界を越えて、世界的規模で社会や経済活動などが密接に関係していくこと。
- ・共創と協働（9 ページ）  
全ての市民が共に考え方や理念を共有し知恵を出し合い、まちを創造していくこと。また、対等かつ自由な立場でお互いの特性や役割を理解し共に協力して行動していくまちづくり。
- ・国際理解教育（16 ページ）  
世界平和の実現と人類福祉の向上を目標として、第二次世界大戦後、ユネスコによって提唱された教育。

### さ行

- ・児童虐待（10 ページ）  
親などの保護者がその監護する児童に、暴力など児童虐待防止法第2条に掲げる行為をすること。身体的虐待、性的虐待、保護の怠慢（ネグレスト）及び心理的虐待の4種類がある。
- ・セクシャル・ハラスメント（8 ページ）  
相手の意に反する性的な言動により、相手方に不利益を与え、または、相手方の生活環境を害すること。行為を受けた人が嫌悪を持ったかどうかが決め手になる。いわゆる暴力、脅迫がなくても、地位や権力を利用した性的な行為は該当する。

### た行

- ・地域包括支援センター（12 ページ）  
平成18年4月の介護保険法改正に伴い創設された機関で、高齢者が地域で生活していくために、介護だけではなく医療や財産管理、虐待防止など様々な問題に対して、地域において総合的なマネジメントを担い、支援していく中核機関のこと。光市では総合福祉センター「あいばーく光」内に設置。

### な行

- ・ノーマライゼーション（14 ページ）  
すべての人々がともに生活し、互いに助け合う社会を実現するために、若者も高齢者も障害のある人もない人も、ともに平等に社会の一員として生活し活動する地域社会づくり。

## は行

### ・パワーハラスメント（8 ページ）

職権などを背景に、本来の業務の範ちゅうを超えて、継続的に人権と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えることをいう。仕事上の上下関係・権利関係を不当に利用することによる嫌がらせ・いじめを指す言葉。

### ・光市総合計画（3 ページ）

社会経済情勢の変化や市政の課題、市民ニーズに的確に対応しつつ、今後のまちづくりの目標や、その実現のための施策の基本的な方向等を明らかにし、これからのまちづくりや都市経営を進めるための指針となるもの。

### ・ボーダレス化（16 ページ）

単に人、物、金、情報などの直接的な移動あるいは流動性が高まることを意味するだけでなく、ある領域の社会的、経済的な様々な変化がその領域を超えて他の領域へ影響を及ぼすこと。

### ・ハンセン病（17 ページ）

らい菌による慢性の細菌感染症、主に末しょう神経と皮膚が侵される。かつては、遺伝病と誤解された。感染力はきわめて弱く、1940年代に米国で治療薬「プロミン」が開発され、治療法の研究が進んだ。今では仮に発病しても通院治療で治り、完治する。

## や行

### ・山口県人権推進指針（1 ページ）

「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、幅広い人権課題への対応や、より一層の人権尊重を踏まえた行政の推進など、人権に関する総合的な取り組みを推進するための基本指針となるもの。

### ・ユニバーサルデザイン（13 ページ）

子どもから高齢者、性別、国籍、人種、障害や能力の有無等にかかわらず、全ての人々が使いやすい施設や製品、情報を設計する考え方、また、全ての人々が使える都市や生活環境を計画する考え方。

## ら行

### ・ライフスタイル（8 ページ）

生活の様式・営み方、また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方のこと。

### ・リハビリテーション（14 ページ）

能力低下の場合に機能的能力が可能な限り最高の水準に達するように個人を訓練あるいは再訓練するため、医学的・社会的・職業的手段を併せ、かつ調整して用いること。

## わ行

### ・ワーク・ライフ・バランス（8 ページ）

仕事と家庭が両立しやすい雇用環境づくりのこと。少子化対策の一環として、企業は子育て支援などへの積極的な取り組みを求められる。

### ・ワンストップ相談窓口（12 ページ）

複数の手続きが1箇所の窓口で行える行政窓口のこと。

---

## 光市人権施策推進指針

～市民一人ひとりの人権が尊重された  
心豊かな地域社会をめざして～

発行日 平成 22 年 9 月  
発 行 山口県光市  
編 集 光市市民部人権推進課  
〒743 - 8501 光市中央六丁目 1 番 1 号  
電話 (0833) 72 - 1400 (代表)

---